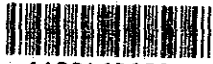


タイ王国
青少年社会復帰センター設立計画
事前調査報告書

平成4年2月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1102140191

24549

タイ王国

青少年社会復帰センター設立計画

事前調査報告書

平成4年2月

国際協力事業団



国際協力事業団

24549

序 文

日本国政府は、タイ王国政府の要請に基づき、同国の青少年社会復帰センター設立計画にかかる事前調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成3年12月5日から12月22日まで外務省経済協力局無償資金協力課の村田哲巳氏を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

調査団は、タイ政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

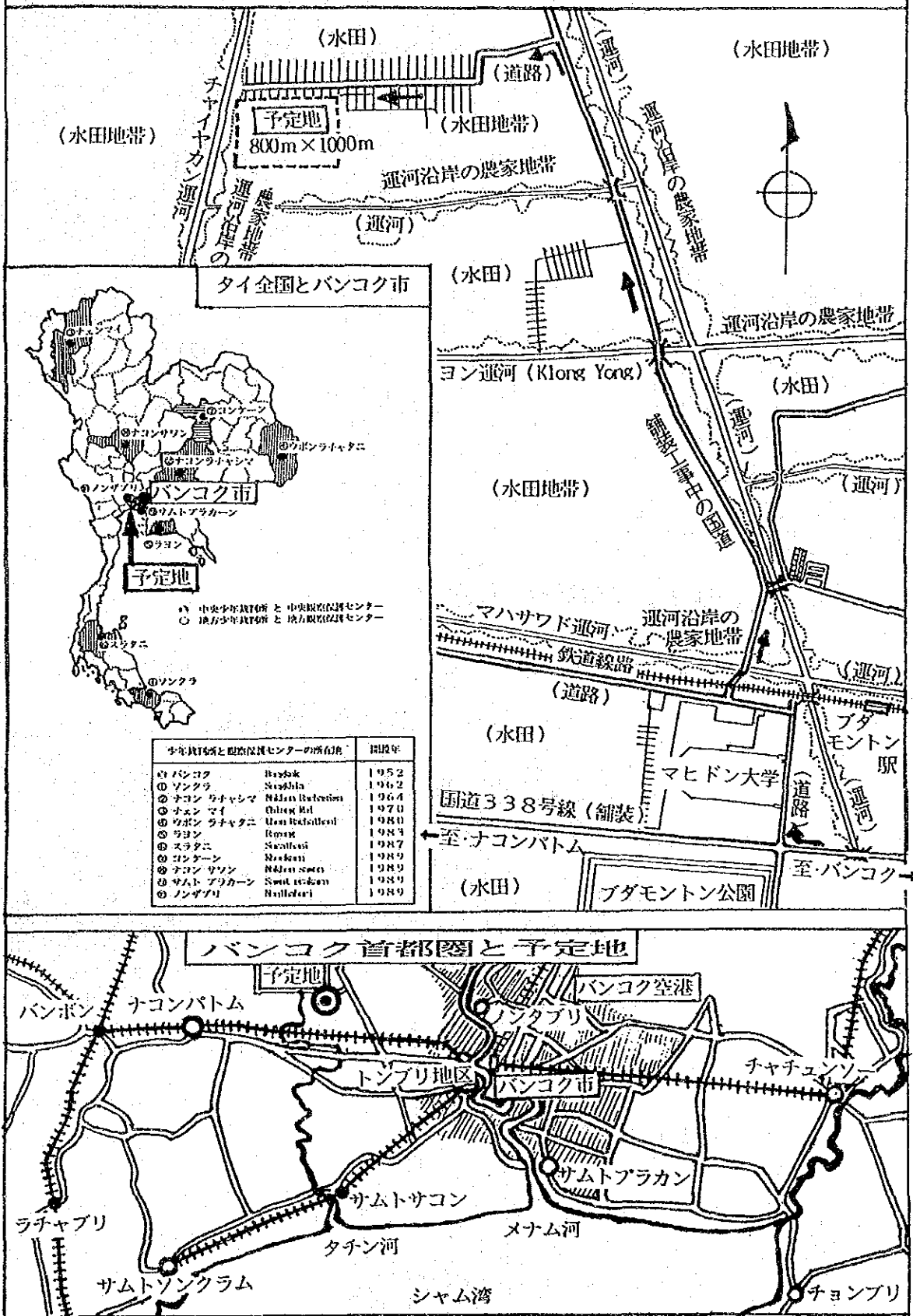
この報告書が、今後予定されている基本設計調査の実施、その他関係者の参考として活用されれば幸いです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成4年2月

国際協力事業団
理事 数原孝憲

タイ王国・青少年社会復帰センター予定地の概要図





協議風景
(右手 日本側、左手 タイ側)

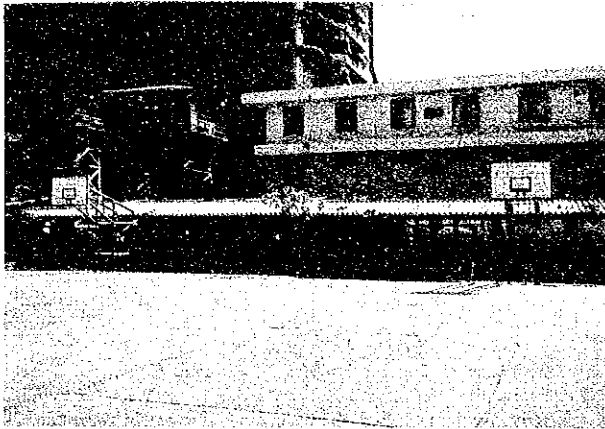
協議風景 (右端 パンロップ
中央少年裁判所長官)



新営予定敷地の
状況

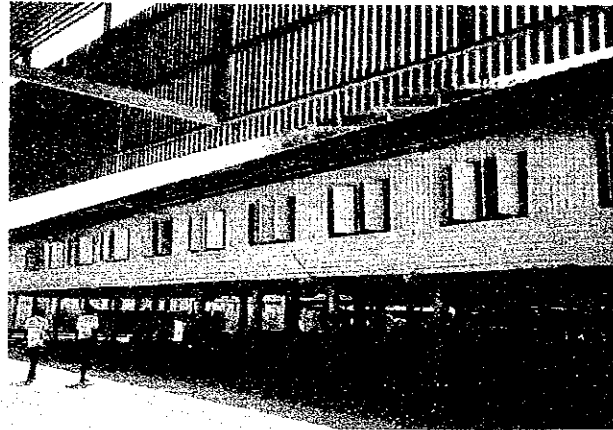
予定敷地への進入道路の状況





中庭、寮舎、給水塔及び隣接する
建設中のマンション
(バン・カルナ少年院)

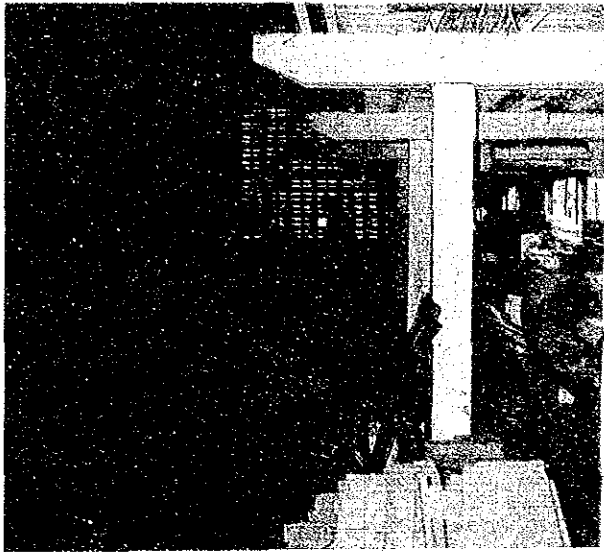
職業訓練棟の下を食堂として利用
している (バン・カルナ少年院)



職業訓練風景 (バン・カルナ少年院、
自動車修理コース) 機材の不足が人員
に比して目立ち、手もちぶさたの少年
が多い。

職業訓練風景 (バン・ウベッカ少年院、
溶接コース) 4ヵ年のうち、もっとも
充実した職業訓練を行っているが、安
全には十分な配慮が払われていない。





職業訓練（木工科）の原材料置場（バン・カルナ少年院）原材料が足の踏み場もないほど散乱しており、安全作業にも支障をきたしている。



職業訓練教室の状況（バン・プラニー女子少年院、洋裁コース）



学科教室の状況、大教室を黒板で仕切って3クラスが使用している（バン・ムチタ少年院）



寮室の内部、右手奥は便所である (バン・ムチタ少年院)



寮室の内部 (バン・プラニー女子少年院) この施設だけベッドが設置されている

要 約

タイ国は、近年の産業発展（GDP成長率8.4%）が目覚しく、特に製造業、建設業は毎年約30%の伸び率を示している。このため、都市への人口集中に代表される都市化が進行し、スラム化、核家族化が進行するなど、社会構造が変化しつつある。その結果社会的アンバランスが生じ、特に都市において失業率（全国平均5%）と犯罪（16,053件、1986年）が増大しつつある。国家の将来を支える青少年の間では、社会的な絆が希薄になり、家庭のない青少年が急増し、非行と犯罪に走りやすくなっている。

タイ国では第6次5カ年計画（1987～1991）において、産業発展を支えるために、その社会構造の適正化をはかることをうたっている。そのためには、これら社会不安の一因でもある青少年の非行、軽犯罪を減少させることと、非行・犯罪を犯した青少年の更生を図ることにより、同国の産業発展を支える人的資源の育成を図る必要があるとしている。

中央観察保護センターは、こういった青少年が社会復帰するための訓練を施すことを目的に、バンコクにおいて1952年に設立された。少年院は、青少年観察保護センターの統轄下にあり、現在、バンコクの首都圏に4つ、全国に10の施設がある。ここには、非行、犯罪を犯したもののうち、7才から18才までの青少年で少年裁判所が認めたものが入所することとなっている。現在、バンコク首都圏の4施設では、1日約1,100人の青少年が訓練を受けており、その約12%は二回目以上の入所である。

しかし、現有の施設はそれぞれ狭小で老朽化しているため、効率的な矯正訓練活動が難しい状況にある。

かかる状況にもとづき、タイ国政府は首都圏における適正な青少年の矯正活動を効率的に行うため、バンコク近郊にある5つの観察保護センターを統合し、医療施設を含んだ矯正施設を新設するマスタープランを策定し、その実施に関してわが国に対し無償資金協力を要請してきた。

この要請に応じて、日本国政府は、事前調査を実施することを決定し、国際協力事業団が、事前調査団を平成3年12月5日から22日の18日間現地に派遣した。調査団は、要請の背景、内容、実施体制、サイト等の確認、計画の妥当性の確認及び基本設計調査実施の可能性を検討した。

タイ国側の要請内容は以下のとおりであった。

施設全体計画

- 1) 訓練棟群：中央棟、教室棟、図書館、体育館、食堂、ホール、職業訓練棟（自動車整備、金属加工、エアコン、木工、陶磁器工、美容、縫製、シルク、ボイラー、養蚕、紡績、農機、農場管理、養鶏、養豚、倉庫他）

- 2) 男子棟（1～3）
- 3) 女子棟
- 4) 少年棟
- 5) 男子用特房
- 6) 医療棟：病院、ランドリー、厨房、病棟、汚水処理施設
- 7) 職員宿舎
- 8) 必要機材

本計画のサイトはバンコク郊外のナコンパトムが予定されている。

タイ国側関係者との協議及び現地調査により、以下の点が明らかにされた。

1) 必要性・妥当性の検討

各施設を視察した結果の問題点

- a. 施設の運営に当って、基本的共通的要綱に欠けている。
- b. 教官・ソーシャルワーカーの数が収容少年数に比べて少なく、適正な教育指導が困難である。
- c. 保護観察センターに少年の分類機能がない。
- d. 職業訓練の内容や機材が劣っている。

これらの問題点を解決することについて、先方と協議の結果、今回の案件をタイ国におけるモデル的職業訓練少年院として計画する必要性について合意し、無償資金協力の妥当性は認められるものとした。

2) 規模・内容

14才から24才までの男子を対象に、200名規模の少年院を計画することで先方と合意した。職業訓練の種目についてはB/D時に教員の採用可能性と社会の労働需要等を勘案し検討することとなった。

施設としては職業訓練棟、寮、管理棟、診察室、その他とし、職員宿舎についてはタイ側で計画することとなった。

機材については、職業訓練のコースに従いB/D時に先方と打合せることとなった。

3) 実施機関

本計画の実施機関は少年裁判所であり、要請時に実施機関とされていた児童福祉財団はこれを側面的にサポートするとのことであった。実施時に先方負担として必要な経費は、すでに財団から3億円・司法省の予算として2億円の合計5億円が当てられることとなっている。この中には職員宿舎の建設・土地造成及びサイトまでの道路整備の費用等が含まれている。

4) サイト状況

ナコンパトム、クロンヨン地区に位置し、未舗装の幹線道路から更に幅員約4mの農業

用道路を3.5km入った水田跡地である。

道路は雨季には建設用に使用することが困難であり、土地造成と共に建設し、機材の搬入が可能な道路を先方負担で建設する必要がある。先方はこれらの工事を6カ月後に行う予定にしており、工事に着工した段階でB/Dを行うことで先方と合意した。

5) 技術協力

技術協力に関して先方と公式の協議を行わなかった。しかしながら調査団としては以下の技協が必要であると考えられる。

a. 研修員受入

所長と2名程度のワーカーの受入れ。

b. 専門家派遣

運営管理システムの専門家1名（引渡し数カ月前、2年）

職業教育管理の専門家1名（引渡し数カ月前、2年）

マスタープラン策定にかかる施設建築の専門家1名（引渡後、1年）

目 次

序 文	
地図・写真	
要 約	
第1章 緒 論	1
1-1 事前調査団派遣の経緯	1
1-2 調査団の派遣と調査目的	2
第2章 要請の背景	3
2-1 社会および経済状況	3
2-1-1 社会状況	3
2-1-2 経済状況	7
2-2 経済社会開発計画と実施概要	8
2-2-1 第6次経済社会開発5カ年計画	8
2-2-2 第7次経済社会開発5カ年計画	8
2-2-3 第7次計画に関連する少年裁判所の6プロジェクト	9
2-3 少年児童の非行状況	9
第3章 少年児童の保護体制と司法体制	13
3-1 保護体制と司法体制の概要	13
3-2 少年司法と保護体制	13
3-2-1 少年裁判所	13
3-2-2 観察保護センター	16
3-2-3 少年院	19
3-3 少年司法体制の問題点	28
3-3-1 タイ国首都圏司法体制の問題点	28
3-3-2 タイ国少年院の問題点	29
第4章 計画内容の検討	34
4-1 要請の目的と内容	34
4-2 要請内容の検討	35

4-2-1	計画の方向性	35
4-2-2	実施体制の検討	36
4-2-3	プロジェクトサイトの検討	39
4-2-4	維持管理の検討	40
4-3	協力実施の基本方針	41
第5章	結論（基本設計調査団への提言）	42
付属資料		43

第1章 緒 論

1-1 事前調査団派遣の経緯

タイ王国は、1951年に少年裁判所設置法を制定し、これに基づいて1952年に、中央少年裁判所と中央観察保護センターが、首都バンコクに設立された。それ以後1989年迄に、8カ所の地方少年裁判所と2カ所の地方裁判所に少年部が開設され、それぞれに地方観察保護センターが併設されている。

これらの観察保護センターには、更生のために収容する教育的な施設の少年院が付設されている。この少年院は、収容した少年達の社会復帰に必要な一般学科教育と職業訓練を施すことを目的にしており、最近では全国で年間約1500人が、最寄りの少年院に送致収容され、その施設内で矯正教育や職業訓練を受けている。

バンコク首都圏を管轄する中央観察保護センターには、既に開設以後35年間以上を経過した次の4少年院がある。

- ① 7歳以上から14才未満の児童を収容するバンムチッタ少年院
- ② 14歳以上18歳未満の少年男子を収容するバンカルナ少年院
- ③ 同 上 の少年男子を収容するバンウベッカ少年院
- ④ 14歳以上18歳未満の少年女子を収容するバンプラニ女子少年院

現在、この4少年院の施設は何れも老朽化し、また収容少年の各学齢に相応する一般的学科教育や社会復帰のために必要な職業訓練の機器具等も不十分のため、効果的な矯正教育は難しい状況にある。

そのため、タイ国政府は、首都圏における男女の非行少年児童を収容して、適切な矯正と訓練活動を効率的に行うため、この4少年院を統合し、新たな更生施設として『青少年社会復帰センター』の設立を計画し、それを実施するため、全体計画のうちの主要な施設とその設備機材について、我が国に対し、無償資金協力を要請してきたものである。

その全体計画は、タイ国政府の法務省とその組織下の中央観察保護センターが、首都のバンコク市西郊約20kmのナコンパトム県内で、既に確保済み予定地のうち面積約44haを対象に、約2000人を収容する青少年社会復帰センター施設を設立するもので、その内容は、①学科教育棟と各種職業の訓練棟、②収容少年が生活する児童棟、男子棟および女子棟等、③医療棟、厨房、食堂および洗濯等の付属棟、④職員宿舎等の各施設、⑤それらの各建物施設などに設備する各種機器材等の総合的な施設整備計画である。

我が国は、タイ国政府の要請にこたえて、その要請の背景、計画の内容と妥当性および無償資金協力案件としての妥当性とその範囲や規模などを検討するため、事前調査を実施することを決定した。

1-2 調査団の派遣と調査目的

その決定により、国際協力事業団は、1991年12月5日から22日までの18日間、事前調査団を派遣し、タイ国政府の関係機関と『青少年社会復帰センター計画』に関する協議及び関係施設の視察を行い、予定されている場所の現地調査を実施した。

事前調査団の目的は、タイ国政府側と上記の計画について、下記の諸事項を調査確認し基本的な合意事項に関してミニッツを作成交換すると共に、基本設計調査の実施可能性を検討して、事前調査報告書にとりまとめることである。

- ① 要請案件の必要性と計画の妥当性の検討
- ② 無償資金協力の範囲と規模および内容の検討
- ③ 実施体制の確認
- ④ 関連施設の現状把握
- ⑤ 施設予定地のサイト状況の視察
- ⑥ 無償資金協力の説明

この事前調査団の調査結果は、以下の各項目に記述した通りであり、団の構成員と収集した資料等は、後掲の付属資料の通りである。

P3
2
7

第2章 要請の背景

2-1 社会および経済状況

2-1-1 社会状況

〔人口〕 タイ全国の1989年末人口は55,888千人余で、1平方km当りの人口密度は108人である。その人口増加率は、1970年代の後半以降は比較的に安定した状況で推移しており、1975年から80年にかけては年平均2.1%、80年から85年の年平均は2.0%、85年以降では年平均2.0%~1.7%の増加率となっている。

しかし、年齢別の全人口に占める19歳以下の年少者比率では、1970年55.7%、1977年53.8%、1985年は48.3%と、それぞれ低下している。

なお、農村部から都市部等への人口移動状態は、毎年増加の傾向を示しており、最近では首都圏内の近接新興都市等における増加が顕著である。

〔人口移動〕 経済社会の発展過程においては、何処の国でも農村部から都市部などへの人口移動が見られる。この現象は、とくに発展途上国に多く、その最大原因は、所得格差および農村部と都市部の地域格差である。

タイ国内で、人口移動が顕著になったのは、後述する第1次経済社会開発計画によって、農業主体の伝統産業から工業主軸の近代産業に、産業構造が転換を始めた1960年代の前半からである。それ以後、各地方の農村部からバンコク首都圏都市部の工場等に、人口流出が続いている。

その状況について、タイ国総理府の国家統計局発表による1988年度のバンコク市への年齢別と男女別の移動人数は、〔表-2〕のとおり年間合計15万1084人であるが、そのうちの男性は10万9704人(72.6%)で、女性は4万1380人(28.4%)となっている。その移動理由別の人数内訳では、男女とも求職人数がそれぞれ50%を超え、突出している。

また、男子の19歳以下の移動人数は、5万1586人(全男性の約47%)、同じく女子は1万6891人(全女性の約41%)で、そのうち求職が何れも50%前後の多数を占めている。

これらバンコク市への移住形態別の人数については、タイ国の少年裁判所に併設されている中央観察保護センターの1991年版資料〔表-3〕によれば、タイ全国を北部・北東部・中央部・南部に区分した4地域から、首都バンコク市に移住した者の形態別の人数は年間10万9735人である。その内訳は登録人数が1万1886人(10.8%)、非登録の人数は9万7849人(89.2%)で、圧倒的に移住の登録手続き未了者の数が多い。このことは、未成年者の場合には更に多くの非登録者が潜在するものと予想される。

また、この資料の都市部と農村部からバンコク市への移動状況は、全数のうち、地方の都市部からは2万4701人(22.5%)、農村部からは8万4153人(76.7%)、外国人およびその

他の計は705人(0.8%)で、全国各地方の農村部からバンコク市への人口流出が目立っており、その中でも特に北東部地域の農村部からは4万3487人(39.7%)と多く、全農村部の52%に当り、同地域の貧しい農村事情を証明している。

タイ国におけるこれらの人口移動は、約20数年前から叫ばれている社会問題であって、初等教育を未了のまま、農村部などから首都バンコク市に流出して、非行化する少年児童の源泉的な現象原因でもある。

〔貧困世帯〕 タイ国の1989年統計によれば、全人口は5589万人、その世帯数は1210万世帯(平均4.62人/世帯)である。地域別の内訳では、バンコク首都圏が873万人で380万世帯(平均2.30人/世帯)、地方は4716万人で830万世帯(平均5.68人)、首都圏と地方の平均1世帯当り人数は、1対2.47の割合である。

この世帯数のうち、1991年12月中央観察保護センター提供の資料〔表-1〕によれば、貧困の定義内容は不明であるが、タイ全国の各地方別世帯数に対する貧困世帯数の比率は1986年の5.90%から、89年には6.74%に増加しており、なかでも首都圏の貧困世帯比率が3%台に対比し、北部、北東部および南部の3地方は11%台から約19%台に及んでいるが、これは地域別の所得格差を裏付ける一因の数値でもある。

表-1 タイ国各地方別の世帯比率と貧困世帯比率(%)

地 方 別	1 6 8 6 年		1 6 8 9 年	
	全世帯比率	貧困世帯比	全世帯比率	貧困世帯比
① 北 部	11.2 %	6.87%	17.3 %	11.31%
② 北東部	25.8 %	18.67%	23.4 %	18.97%
③ 中央部	16.8 %	8.87%	13.8 %	8.36%
④ 南 部	13.3 %	8.61%	14.0 %	11.80%
地方の計	67.1 %	(記載なし)	68.5 %	(記載なし)
⑤ バンコク市と近郊	32.9 %	3.54%	31.5 %	3.41%
(バンコク市のみ)	(29.8)	(3.11)	(29.6)	(3.11)
合 計 (①~⑤)	100.0 %	5.90%	100.0 %	6.74%

(出典) タイの経済と社会(タイ国総理府・経済社会開発庁・1991年5月)

〔教育〕 タイの教育制度は、1960年の国家教育計画に基づいて78年に学制改革が行われ、現在の初等中等教育の6:3:3:4制を基本とする近代的制度が確立された。

初等教育は、無償の義務教育で7歳から12歳までの就学期間6カ年である。1986年における就学率は96%と発表されているが、農村地方では高学年になると登校出席率はかなり低下していることも教育学会などで報告されている。

表-2 バンコク市への年齢別と男女別の移動人数 (1988年)

年齢と 性別	移動人数と比率		(内訳) 移動理由別の人数 Reason for Moving								
	人数	比率	求職	家族と 移動	転職	向学	結婚で 移動	転勤	住居の 不満	帰郷	他・理 由不明
(男)		%									
0-9	7,528	6.86	-	7,076	-	277	-	-	50	-	125
10-19	44,058	40.16	27,998	3,476	4,002	7,427	377	125	277	75	301
計	51,586	47.02	27,998	10,552	4,002	7,704	377	125	327	75	426
(%)	(100.%)	⇒	(54.3)	(20.5)	(7.8)	(14.9)	(0.7)	(0.3)	(0.6)	(0.1)	(0.8)
20-29	41,363	37.71	24,549	2,063	6,016	3,374	3,450	1,007	402	176	326
30-39	10,397	9.48	4,004	603	2,469	75	1,712	907	326	176	125
40-49	3,194	2.91	1,133	201	805	-	579	226	75	75	100
50-59	1,783	1.63	276	353	402	-	125	150	251	101	125
60歳以上	1,381	1.25	100	529	75	25	75	-	302	50	225
男合計	109,704	100.00	58,060	14,301	13,769	11,178	6,318	2,415	1,683	653	1,327
(女)		%									
0-9	3,599	8.70	-	3,424	-	50	-	-	50	-	75
10-19	13,292	32.12	8,182	1,637	830	2,367	-	50	126	25	75
計	16,891	40.82	8,182	5,061	830	2,417	-	50	176	25	150
(%)	(100.%)	⇒	(48.5)	(30.0)	(4.9)	(14.3)	(00.0)	(0.3)	(1.0)	(0.1)	(0.9)
20-29	16,817	40.64	10,752	553	2,945	1,309	125	656	150	151	176
30-39	4,909	11.87	2,039	75	1,713	25	50	655	226	101	25
40-49	1,432	3.46	679	25	503	-	-	125	50	25	25
50-59	854	2.06	176	25	277	-	50	125	75	76	50
60歳以上	474	1.15	-	151	75	25	-	-	126	50	50
女合計	41,380	100.00	21,828	5,890	6,343	3,776	225	1,611	803	428	476
総合計	151,084	男女計	79,888	20,191	20,112	14,954	6,543	4,026	2,486	1,081	1,803
		100.%	52.88	13.36	13.31	9.90	4.33	2.66	1.65	0.72	1.19

(出典) タイ内務省・国家統計局による1988年度首都バンコク市への人口移動調査の資料値

表-3 全国4地域から首都バンコク市への移住形態別の人数

前居住地域別 (単位：人)	移住人数と比率		(内訳) 移住形態別の人数								
	人数	比率 (%)	登 録				非 登 録				
			家族と の移動	転勤者 の移動	単独の 移 動	計	家族と の移動	転勤者 の移動	個人的 な移動	その他	計
(1)北部地域 (8県)	19,689	17.9	756	302	302	1,360	4,984	3,928	9,392	25	18,329
都市部から	5,288	4.8	579	202	151	932	1,611	680	2,065	—	4,356
農村部から	14,401	13.1	177	100	151	428	3,373	3,248	7,327	25	13,973
(2)北東部地域 (17県)	48,675	44.4	530	579	1,158	2,267	7,152	9,947	29,183	126	46,408
都市部から	5,188	4.7	177	201	327	705	932	1,159	2,342	50	4,483
農村部から	43,487	39.7	353	378	831	1,562	6,220	8,788	26,841	76	41,925
(3)中央部地域 (34県)	32,685	29.8	3,829	779	1,839	6,447	7,957	5,691	12,540	50	26,238
都市部から	11,204	10.2	2,216	251	756	3,223	3,323	1,410	3,248	—	7,981
農村部から	21,481	19.6	1,613	528	1,083	3,224	4,634	4,281	9,292	50	18,257
(4)南部地域 (14県)	7,805	7.1	429	528	679	1,636	932	1,486	3,701	50	6,169
都市部から	3,021	2.7	126	277	352	755	227	579	1,460	—	2,266
農村部から	4,784	4.4	303	251	327	881	705	907	2,241	50	3,903
各地域の計 (73県)	108,854	99.2	5,544	2,188	3,978	11,710	21,025	21,052	54,816	251	97,144
都市部から	24,701	22.5	3,098	931	1,586	5,615	6,093	3,828	9,115	50	19,061
農村部から	84,153	76.7	2,446	1,257	2,392	6,095	14,932	17,224	45,701	201	78,058
(5)外国人	251	0.2	25	—	50	75	101	—	75	—	176
(6)その他	630	0.6	101	—	—	101	126	—	403	—	529
合 計	109,735	100%	5,670	2,188	4,028	11,886	21,252	21,052	55,294	251	97,849

(出典) タイ法務省・中央観察保護センターのバンコクへの移住形態別人数調査資料(1991年版)

中等教育は、前期3カ年と後期3カ年の2段階に分かれており、標準年齢は13歳から18歳迄で、後期では普通教育と職業教育の何れかのコースを選択することになっている。この中等教育への進学は義務教育制ではないため、就学率は35%で、初等教育に比較し大幅に低下している。

高等教育機関としては、技術専門学校、高等学校、大学などがあり、2年間から6年間の教育課程となっている。1986年の高等教育就学者総数は35万人で、その就学率は高等学校等が25%、大学は6%である。

タイ国政府は、中等教育の普及の遅れと就学率低さから、義務教育期間の3年延長を検討しており、また産業構造の高度化に見合う人材供給ができるような履修課程の改編を進めている。

2-1-2 経済状況

〔一般動向〕 1945年の第2次世界大戦以後、タイ国は一貫して農業を基盤とし、産業構造を各時期の変化にバランスよく調整転換させながら、適度に多様化し、徐々に高度化を進めつつ、経済の発展を続け安定的な成長を実現してきた。そのため、1人当りの国内総生産（GDP）は1988年には1000ドルを超える水準に達しており、また国民総生産（GNP）も1988年の1170ドル（出典：海外経済協力便覧・1991年版）から89年には1194ドル（出典：世界年間・1991年版）に伸びている。

タイの産業構造は、伝統的に農業を基盤とした1次製品の供給を中心としていた。現在でも農業は、就業人口の約60%が従事する基幹産業である。それでも産業構造に占める農業のウエイトは次第に低下しており、1981年を境に製造業が生産額で首位を占めて以来、その差は年々広がって、1988年の全GDP（1兆4657億バーツ）のうち、製造業部門のGDP（3578億バーツ）のシェアは24.4%となり、農林水産業部門のGDP（2477億バーツ）シェア16.9%に比べ1.4倍を超える迄になっている。

〔産業経済の課題〕 タイは、1980年代後半から輸出志向の工業化政策を主軸とした産業構造調整を積極的に進め、後進工業国の段階から現在は中進工業国に変革しつつある。とくに、1987年以降の工業製品輸出は年々拡大し、政策目標は順調に達成されているとして、ASEAN諸国の中では高く評価されているが、それに伴う負の面も既に幾つか顕在化しており、中でも開発資金面、農村と都市の社会経済的格差、人的資源の充足等の問題は、早いうちに是正しなければならない課題になっている。

農村と都市の社会経済的格差については、農村人口の都市への移動や、都市部のスラム化拡大などと共に、社会的な不公平が、やがては国内の不安定化等につながる問題であり、間接的には非行少年問題などの発生原因にもなっている。また経済的には内需拡大の制約要因として悪影響を及ぼすため、早急に解決を必要とする課題である。

また、人的資源の充足に関しては、各産業の拡大化と高度化に伴い、とくに就業要員への職業訓練および技術者の不足が緊急課題となっている。そのためタイの官民各部門においては、立ち遅れている要員教育や職業技術などの水準を全般的に高め、多様化している労働需要に対応した人材育成が急務の問題となっており、各地の社会状態や各種産業の現状と将来の発展に適應する学校施設や職業訓練施設等の拡充も、必要不可欠の課題になっている。

これらの問題は、今後タイの国家財政収入などに大きく影響し、経済の安定成長、社会福祉の充実、非行少年の社会復帰対策などの政策遂行予算にも関連するため、注意を要する問題である。

2-2 経済社会開発計画と実施概要

2-2-1 第6次経済社会開発5カ年計画

〔目標と戦略〕 第6次5カ年計画（1987～91年）の特徴は、これ迄の各開発計画の成果とそれに伴って発生した諸問題をベースに、量的拡大よりも質的な充実を重視した調整計画である。政策目標としては、経済的目標と社会的目標の2つを掲げ、計画達成のために、3つの戦略と10のプログラムを設定していた。その経済的目標としては、計画期間中に年平均5%以上の経済成長を維持し、雇用の拡大、所得の配分、経済バランスの改善等を図ることであり、社会的目標は、持続的な社会開発を促進し、生活の質的向上と公平の確保等である。

〔実施動向〕 この第6次計画の前半は、景気の急速回復によって予想以上の成果を収めている。具体的には、輸出の対前年度増加率は計画目標の10.7%に対して、87年度は28.5%、88年度には34.6%と高い伸びを示し、観光収入も成長目標の7.4%に対して87年度は34%、88年度には51%の大幅な増加を記録している。その他の計画目標を上回った分野では、GDP成長率は年平均5%以上の目標に対して、87年度8.4%、88年度は11.0%、インフレ率は87年度が2.5%、88年度は3.8%で落ち着いた動きを示し、また失業率も低下しており、雇用情勢は改善されている。財政面では、租税収入が目標水準を超えて、財政状態は健全化の方向に進んでいた。

しかし、この期間中に貿易赤字は、87年度に4億2400万ドル、88年度は20億7400万ドルと拡大し、経常収支も同様に3億6500万ドルと16億7100万ドルの赤字である。これらの結果、対外累積債務問題の深刻化や、財政の安定性が損なわれる等の悪影響が懸念されていた。その他に、急速な成長に伴って顕在化してきた問題として量的にも質的にも不十分な社会基盤の整備、技術者の技能工などの労働力不足、地域振興の遅れ等があり、早急な対応が迫られていた。

2-2-2 第7次経済社会開発5カ年計画

引続いて、1991年後半から第7次5カ年開発計画（1992～96年）が策定され、1992年度か

ら実施に入る。その基本的な内容は、①第6次5カ年計画の改定計画方針を引き継ぎ、安定した経済成長の維持、②公平な所得配分の実現と全国各地域の繁栄、③人的資源の開発と技術的水準の向上、国民生活の質の改善、天然資源の開発と社会環境の保全の3要点である。また、この第7次開発計画に示している主な施策項目の要旨は、以下の通りである。

- (1) 市場の変化に対応し、異なる産業部門間の均衡を重視した開発戦略の確立。
- (2) 貧困の解消、生活の質の向上、環境の保全、地方産業の活性化等の重視。
- (3) 国際化の推進、とくに人的資源の開発、近代的な科学技術の活用を通じてタイ経済と各種産業の国際競争力強化。
- (4) 経済社会の基盤強化のためのタイ国内市場の開発推進。
- (5) 公的部門と民間部門の経済開発における役割分担の明確化、とくに開発推進面等における民間部門の役割重視。

2-2-3 第7次計画に関連する少年裁判所の6プロジェクト

1992～96年の第7次経済社会開発5カ年計画に係るタイ法務省の少年裁判所に関する計画としては、以下の6プロジェクトが予定されている。

- ① 既存の地方裁判所のうち、15カ所の地方裁判所に、少年部門を新たに併設する。
- ② 新たに2地方を対象に、少年裁判所及び観察保護センターを同時に開設する。
- ③ ナコンパトム県内に、中央観察保護センターが、少年院を新設する。
このプロジェクトは、数年前から中央少年裁判所と児童福祉財団が、タイ法務省を通じて、日本政府に無償資金援助要請をしている。
- ④ 4地方の観察保護センターから出所する少年達の、アフターケアハウスを新設する。
これは、中央観察保護センター管轄下の旧式な4カ所の少年院を、ナコンパトム県内に予定する新少年院に移動させた後、その1カ所の旧式少年院跡地に、アフターケアハウスを建設するものである。
- ⑤ 新たな家庭問題などの社会変化に適応されるため、既存の各少年裁判所の内部等を改築する。
- ⑥ 既存のサムトプラカン地方裁判所およびノンタブリ地方裁判所に、それぞれ併設されている少年部門を、少年裁判所に格上げする。

2-3 少年・児童の非行状況

〔法制上の少年と児童〕 タイ国では法令で、非行少年に関しては法務省が行政上の責任を有するが、放任および要保護少年に関しては内務省と教育省が責任を有している。同国政府発行の英語版文献や資料によると、それらの法規では、少年と児童を年齢によって、それぞれ次のように分称している。

(1) 少年と学童の統制法（1938年制定）によれば、

男児（8歳から17歳）と女児（8歳から15歳）を、『Child(児童)』と呼称。

(2) 少年裁判所設置法（1951年制定）では、

① 7歳以上で14歳未満の男児と女児は、『Child(児童)』と呼称。

② 14歳以上で18歳未満の男子と女子は、『Young Person(若年者)』と呼称。

③ 7歳以上から18歳未満で未婚の男女を総称して『Juvenile(少年)』と呼称。

④ 18歳以上の男女は、『Adult(成人)』と呼称。

(3) 総理府の国家青少年局では、

① 0歳から14歳迄の男児と女児達を、『Children(児童)』と呼称。

② 14歳から25歳未満に男女を総称して、『Youth(青少年)』と呼称。

この要請案件は、中央少年裁判所に関係するものであるから、主に上記②少年裁判所設置法に規定されている呼称を用い、その他の場合は、各々の出典に従って記述する。

〔非行の要因〕 少年の非行要因は、単一の因子にしぼることは困難であるが、主な要因としては、経済開発、工業化、都市化等の変動に伴って、各家庭の状態、地域環境や社会構造および価値観などの変化があげられている。またこの分野の有識者は、発展途上国の場合、とくに貧困が主要原因となって、少年の非行や犯罪が起こっている点を指摘している。タイ国では、1990年に少年裁判所が取り扱った3608名の少年犯罪の第一位は窃盗犯で、その数は1385(38.4%)であった。

〔非行少年の数〕 中央観察保護センターの提供資料によれば、後掲〔表-4〕の首都圏関係と地方9カ所の各観察保護センターに送致された児童と少年の人数を合計すると、次の通りである。

年次	首都圏の計	9地方の計	合計
1988	2,177人	1,650人	3,827人
1989	2,254	2,548	4,802
1990	2,276	3,915	6,191

さらに、首都圏の中央観察保護センターに送致された者に関して、最近3カ年の集計人数〔表-4〕によれば、7~14歳の児童は約20%、15歳以上の少年は約80%である。

表-4 中央観察保護センターに送致された児童・少年(男女別)の年齢別人数

年 齢	1988年(人)			1989年(人)			1990年(人)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
7~10	31	3	34	31	5	36	32	2	34
11~14	367	45	412	394	56	450	358	45	403
小計	398	48	446	425	61	486	390	47	437
%	18.3	2.2	20.5	18.9	2.7	21.6	17.1	2.1	19.2
15~18	1,400	168	1,568	1,497	158	1,655	1,533	171	1,704
18歳以上	155	8	163	107	7	113	118	17	135
小計	1,555	176	1,731	1,604	165	1,768	1,651	188	1,839
%	71.4	8.1	79.5	71.1	7.3	78.4	72.5	8.3	80.8
合 計	1,953	224	2,177	2,028	226	2,254	2,041	235	2,276
%	89.7	10.3	100.0	90.0	10.0	100.0	89.6	10.4	100.0

(出典) 中央観察保護センターの各統計年報より抜粋(1991年12月)。

〔非行少年の犯罪〕 中央観察保護センターが集計した首都圏における1989年と1990年の少年犯罪の統計資料によれば、〔表-5〕に示す通り、同センターが取扱った全数は、毎年概ね2,000人前後で、その犯罪数の順位は、窃盗・空巢、各種の取締法違反行為、傷害、強盗、強奪などである。

表-5 中央観察保護センターが全国集計した児童と少年の罪名(1989~90年)

犯罪のタイプ	1989			1990		
	男	女	計	男	女	計
01. 殺人	計 38	計 3	計 41	計 33	計 1	計 34
① 故意の殺人	10	1	11	9	0	9
② 非故意・未遂の殺人	8	0	8	6	0	6
③ 過失・集団抗争の殺人	20	2	22	18	1	19
02. 傷害	計 217	計 20	計 237	計 221	計 6	計 227
① 身体傷害	151	19	170	163	4	167
② 過失・集団未遂の傷害	66	1	67	58	2	60
03. 強盗・強奪	計 170	計 9	計 179	計 162	計 10	計 172
① 集団強盗	46	3	49	53	3	56
② 強盗	36	0	36	13	1	14
③ 強奪	76	6	82	92	6	98
④ 強盗、強奪と集団強盗の未遂	12	0	12	4	0	4
04. 窃盗・空巢	計1,001	計 128	計1,129	計 835	計 99	計 934
① 窃盗	949	128	1,077	795	98	893
② 空巢未遂	52	0	52	40	1	41
05. 詐欺・横領	計 12	計 5	計 17	計 10	計 1	計 11
① 詐欺、偽瞞	3	2	5	3	1	4
② 横領	9	3	12	7	0	7
06. 脅迫	計 8	計 1	計 9	計 3	計 0	計 3
① 強要	8	1	9	3	0	3
07. 強姦	計 41	計 1	計 42	計 32	計 0	計 32
① 集団強姦	5	0	5	7	0	7
② 強姦未遂	36	1	37	25	0	25
08. 猥褻(わいせつ)	計 23	計 0	計 23	計 17	計 1	計 18
① 猥褻行為	23	0	23	17	1	18
09. 誘拐	計 31	計 1	計 32	計 28	計 0	計 28
① 幼児誘拐	31	1	32	28	0	28
10. 違反行為	計 277	計 30	計 307	計 441	計 88	計 529
① 麻薬違反行為	153	26	179	156	31	187
② 覚醒剤吸引行為	0	0	0	186	52	238
③ 賭博違反行為	20	1	21	14	3	17
④ 銃器違反行為	103	1	104	85	2	87
⑤ 売春違反行為	1	2	3	0	0	0
11. 共同謀議	計 103	計 6	計 109	計 169	計 15	計 184
12. 不法侵入	計 44	計 3	計 47	計 33	計 1	計 34
13. その他犯罪	計 63	計 19	計 82	計 57	計 13	計 70
合計	2,028	226	2,254	2,041	235	2,276

(出典) 中央観察保護センター・統計年報(1991年12月転記)

第3章 少年児童の保護体制と司法体制

3-1 保護体制と司法体制の概要

〔保護体制〕 タイ国の少年児童に対する保護体制は、主として次の3種に大別される。

- ① 総理府の国家少年局における、24歳以下の青少年・児童・乳幼年を対象にした健全育成の全般的な管理行政面から、必要な施策を推進する政策行政的な保護体制。
- ② 内務省公共福祉局の児童少年福祉部における、0歳から18歳迄（特認24歳迄）の薄幸な乳幼年や少年を対象にした、養護や教護および職業訓練を含む施設収容方式で社会や児童少年の福祉増進的な自立助長型の保護体制。
- ③ 法務省管轄の少年裁判所および観察保護センターにおける、7歳から18歳未満迄の児童少年で、触法犯罪行為等のあった者を対象に、矯正のための学科教育や職業訓練等を含む拘禁施設収容方式で、更生的な社会復帰助長型の保護体制。

このうち、②の自立助長型の保護と、③矯正社会復帰型の保護については、全寮制による所定期間の施設収容生活と、教育および職業訓練が義務付けられている。

以上の他には、教育省の所管に属する児童や学童等への教育的な保護制度、および民間公益団体等による児童少年の保護教育施設や、財団基金等による資金物資などの支援制度それに篤志家による養育保護の里親制度などもある。

〔司法体制〕 少年児童に関する司法体制は、付属資料にある『少年裁判所設置法』等を基本にした関係法令で制度化されており、その中心的な体制機関は中央および地方の少年裁判所と観察保護センターである。

この少年司法体制機関に関連するものとしては、内務省の国家警察局および1991年2月以来首相直属の機関となった検察局がある。

国家警察局の関与は、違法行為を行った疑いのある非行少年や被疑少年を、警察官が警察署に引致して、調査および捜査活動を行い、24時間以内に観察保護センターへ送致するものである。

検察局の関与は、警察署などから少年の検挙や逮捕に関する書類送達を受け、また担当検察官が少年裁判所に審判開始請求の手続きを行うもので、その主管部門は同局の少年公訴部と各地方の検察官事務所である。

3-2 少年司法と保護体制

3-2-1 少年裁判所

〔設置の目的等〕 1951年に、少年裁判所設置法（以下：設置法）並びに少年裁判所手続法（以下：手続法）が制定され、それに基づき、翌1952年タイ国最初の少年裁判所として、中

中央少年裁判所が首都バンコクに設立された。また同時に、少年裁判所の事件処理等を終始一環して、緊密な連携で行うための中央観察保護センターも併設された。

その設立の主旨と経緯については、設置法の前文に『児童および少年の福祉のため、少年裁判所を設置することは至当の時宜である』と明記されており、法文の各条項内容における法理念は、犯罪を犯した児童および少年（以下：少年）達に対する更生と福祉および社会復帰の助長を目的にしたものである。このことは、設置法制定以前の刑事犯罪少年が、成人犯罪者と同じ場所に拘禁され成人と同じ裁判手続きを受けていたため、その心身に重大な影響が波及し、矯正などの成果も乏しかったことに原因している。それらの結果と反省を基にして、成人犯罪者の刑事手続制度と区別した特別の手続制度が必要であるとして、7歳以上18歳未満の児童や少年を対象にした少年裁判所が発足した。

設置法の規定により、1991年12月までに設置された少年裁判所は、全国で11カ所である。

〔組織と人数〕 少年裁判所の主な構成組織と人数は、設置法によって定められている。その組織構成は、同法第4条の規定により、少年裁判所とは「地方少年裁判所および地方裁判所の少年部をいう」と定められている。

少年裁判所の人数については、まず裁判官について、同法の第13条に「少年裁判所は法務大臣が相当と考える員数の判事および判事補で構成する」とあり、また第18条には「少年裁判所は、2名以上の判事および2名の判事補で構成し、裁判の合議体を構成するためには、判事補の1名は女性でなければならない」と定めている。

しかし、1991年12月現在における少年裁判所の全職員数は、次表のとおりである。

表-6 タイ国少年裁判所の裁判官と職員の数 (1991年12月現在)

区 分	裁判官	事務官	雇 員	合 計
1. 中央少年裁判所	9	26	4	39
2. ソンクラ地方少年裁判所	3	11	3	17
3. ナコンラチャシマ地方少年裁判所	3	9	3	15
4. チェンマイ地方少年裁判所	3	11	3	17
5. ウボンラチャタニ地方少年裁判所	3	9	4	16
6. ラヨン地方少年裁判所	3	7	4	14
7. スラタニ地方少年裁判所	3	10	2	15
8. コンケン地方少年裁判所	2	10	4	16
9. ナコンサワン地方少年裁判所	3	10	2	15
10. サムトラカーン地方裁判所・少年部	3	11	2	16
11. ノンタブリ地方裁判所・少年部	3	10	2	15
総 計	38	124	33	195

(出典) タイ国中央少年裁判所より、1991年12月提供の資料

〔少年裁判所による処分〕 少年裁判所は、観察保護センターから提出された被疑少年に関する犯罪事実、家族状況、心身の状況、及び同センター所長の処遇に関する意見などを資料として審査する。裁判は、非公開で行われ、調査資料は開示しない。裁判の審理後における処分は、設置法に精神に照らし、禁固刑に代えて、少年の更生福祉に適するように決められるが、その内容は以下のとおりである。

(1) 社会内処遇（注記：施設に送り込まない処分）

- ① 本人を訓戒後釈放。
- ② 保護者または後見人に対して訓戒後、本人を釈放。
- ③ 保護観察。
- ④ 保護観察付きの執行猶予。
- ⑤ 保護観察なしの執行猶予。
- ⑥ 罰金。

(2) 施設内処遇（注記：所定の期間を施設で過ごす処分）

- ① 少年院に送致。
- ② 少年刑務所に送致。

少年裁判所は、審理後の判決処分言い渡し前に、観察保護センターの所長から報告書の提出を求めて審査し、また意見聴取を行ってから判決処分を決定する。少年裁判所が施設内処遇にする判断基準としては、(1)非行事実が重大であること、(2)犯罪行為に走り易い性向にあること、(3)保護者等からの保護が十分に得られないこと、(4)崩壊家庭であること、(5)生活環境が悪化していること、(6)不安定な収入の家庭であること、(7)精神的に未熟であること、(8)登校拒否、不良仲間と交際していること、(9)職業に就いていないこと、(10)家族とのつながりが無いこと、等とされている。

因みに、中央少年裁判所における1988年から1990年迄における判決処分等の件数は、〔表-7〕に示す通りである。

表-7 中央少年裁判所が決定した犯罪少年の事件処分件数 (1988-90年)

判決の結果	人 数		
	1988	1989	1990
A. 中央観察保護センターと検察局が取扱った件数	1,719	2,063	2,034
B. 不起訴 (検察局等が不起訴の決定で裁判所に送らない事例数)	348	367	443
C. 無罪 (検察局から裁判所に起訴したが、無罪判定の事例数)	44	30	51
① 保護観察付きの釈放	3	8	17
② 釈放	41	22	34
D. 有罪 (検察局等が裁判所に起訴して有罪判決のあった事例数)	1,327	1,666	1,540
① 訓戒後釈放	22	32	123
② 罰金	12	20	12
③ 保護観察	214	187	133
④ 執行猶予(保護観察なし)	29	57	54
⑤ 執行猶予(保護観察付き)	400	559	562
⑥ 受刑を執行猶予に変更	16	1	17
⑦ 少年院送致	360	416	350
⑧ 受刑に代え少年院送致	273	385	259
⑨ 少年刑務所送致	1	9	30
年 計	1,719	2,063	2,034

(出典) 中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

3-2-2 観察保護センター

〔設立と組織〕 観察保護センターは、1951年に制定された少年裁判所手続法（以下：手続法）に基づいて、1952年に中央観察保護センターが最初に設立された。その後各地方少年裁判所の設置と同時に、それぞれ地方観察保護センターも併設され、1991年12月現在では、全国に11カ所ある。

最初に設立された中央観察保護センターは、首都バンコク市の中央少年裁判所と同じ構内にある。その後に順次設立された。地方観察保護センターは、各主要都市に在る。

中央観察保護センターの組織は、〔表-8〕に示す通り、センター所長のもとに4部およ

び観護所1カ所と少年院4カ所がある。それら各部所等の職員数は、職員377名、常用雇員278名、合計655名である。

地方観察保護センターの組織は、10カ所とも略々同じ構成で、所長のもとに3課と少年院1カ所である。しかし、チェンマイ観察保護センターのように、女子少年院を別に併設しているセンターもある。

表-8 タイ国内務省・中央観察保護センターの組織と職員数 (1991年12月)

区 分	職 員	雇 員	合 計
中央観察保護センター (所長・副所長)	2	—	—
管理部	1	—	1
庶務管理課	10	22	32
人事課	8	—	8
会計課	12	—	12
計画課	5	—	5
ソーシャルワーカー課	15	—	15
バンムチッタ少年院	24	30	54
バンカルナ少年院	61	50	111
バンウベッカ少年院	28	30	58
バンプラニ女子少年院	22	28	50
観護部	1	—	1
庶務管理班	7	45	52
観護班	6	—	6
訓練班	13	—	13
バンメッタ観護所	32	45	77
保護観察部	1	—	1
庶務管理班	21	22	43
刑事事件調査1課～3課	27	—	27
民事事件調査1課～2課	12	—	12
保安管理課	10	—	10
管理課	16	—	16
医療部	1	—	1
庶務班	5	6	11
一般看護課	11	—	11
特別看護課	6	—	6
診察通常処置課	6	—	6
診断精神治療課	2	—	2
歯科治療課	7	—	7
薬務課	2	—	2
心理療法課	3	—	3
総 計	377	278	655

(出典) 中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

〔センターの業務概要〕 観察保護センターには、手続法・第12条の規定で、センター所長のほか、医師、精神科医、心理技官、保護観察官、社会福祉専門官、教官、法務官、その他の担当官等が配置されている。

犯罪を犯したとされる児童少年（以下：少年）は、主に警察官等の調査官または捜査官が、拘引あるいは逮捕して、警察署等に到着後24時間以内の拘束（尋問録取・身体搜検等）を経て、観察保護センターに送致する。

センターの所長は、送致されて来た少年の非行動機や背後関係の調査を行うため、専任の保護観察官を指名する。そして少年の行動や身体状況及び精神状況等も調査後、拘留するか釈放するかを決定する。

保釈されない少年は、同センターの観護所に収容する。観護所での拘禁は、刑事訴訟法上の拘留ではないが、少年が最終的に少年院や少年刑務所に収容されたときには、同センターでの収容期間が通算される。

この観護所に収容中の少年について、観護所長は、少年の状態等を観察結果報告書にまとめる。また観護所に収容中の期間、少年に適応する学科教育と職業訓練を施す。その間に、観察保護センターの保護観察部では、少年の人格や環境に関する調査を行い、所定の社会調査報告書を作成する。また医療部では、少年の医療的検査や精神的検査を実施して、所定の医療検査報告書や精神検査報告書を作成する。

手続法第14条により、観察保護センターに関する限り、刑事訴訟法に規定する捜査官としての権限を持つ保護観察官は、これらの報告書を分析し、参照の上、法令に定められている自己の権限で行った詳細な調査結果を基に、少年の非行原因と処分に関する意見を記載した所定の保護観察官報告書（最終報告書）を作成する。この報告書は、少年に関する少年裁判所の審理前調査の報告書として、警察署（捜査官）に送付される。

警察署の捜査官は、この最終報告書の内容を検討し、事件の処分手続きを決定する。捜査官が事件手続き不相当と判断した場合には、観察保護センターに少年の釈放をするよう要求する。また手続き相当の場合は、犯罪事実報告書と処遇方法についての意見を付けて、検察官に送付通知するが、この手続きは逮捕後30日以内に行う。

検察官は、警察署（捜査官）からの報告書を検討して、捜査官の意見を不同意の場合は不起訴の命令を発し、少年の釈放をセンター所長に要求する。また同意した場合は起訴状を作成して、少年裁判所に起訴する。起訴状が少年裁判所に受理されたときには、写しをセンター所長に送付する。

センターは、手続法に規定されている権限によって、少年裁判所が有罪と判定した少年に対する処遇を遂行する機関であるが、そのうち最も重要なものは保護観察と少年院での処遇である。

保護観察は、保護観察に付す決定によって開始され、その対象少年は保護観察官の監督と

指導のもとにおかれ、少年裁判所が指示する遵守事項の履行が求められる。保護観察官は、少年の社会復帰のために必要な処遇計画を推進し、少年は定期的に保護観察官に報告する義務を負い、遵守事項を守っているかどうか調べられる。少年の改善が認められれば、センター所長は少年裁判所に報告して、保護観察処分は終結する。その反対の場合には、センター所長は保護観察を中止して、矯正施設（注記：少年院等）へ送致する旨を少年裁判所に勧告する。

3-2-3 少年院

〔少年院の数と場所〕 少年院は、少年裁判所の審判により、少年院送致という判決のあった7歳以上18歳未満（特認者は24歳未満）の児童や少年（以下少年）を、所定の期間収容して、その期間中に社会復帰に必要な能力開発と、遅れている初等学科または中等学科等を補習教育し、また出院後の就職などに益する職業技術訓練を施して、少年の更生指導を図るための施設である。

1991年12月現在におけるタイ全国の少年院数は、首都圏4カ所、地方に10カ所、合計14カ所で、それぞれ観察保護センターの管理部に所属している。

中央観察保護センター（略：センター）管轄下のバンムチッタ少年院（男児）、バンカルナ少年院（男子）、バンウベッカ少年院（男子）、バンプラニィ少年院（女子）の4少年院は、首都バンコク市内にあって、男子の3少年院は市内南東部のバンナ区サンパブット道路沿いに面して各々比較的に近い位置に在る。また女子少年院は市内官庁街の中央観察保護センターに近いマハラチ道路とチャオプラヤ河との間に在る。

〔組織と職員〕 これら少年院4カ所の組織および職員等の数は〔表-9〕に示す通りである。院長の下に4カ班と専門職で構成され、その職員および雇員の学歴状況は〔表-10〕の通りである。

〔収容少年数〕 首都圏の少年院の関係上、これら各少年院に収容される少年の数はタイ国内でも多い方である。

〔収容期間と収容中の概況〕 1990年の4少年院における収容者の収容期間別人数は〔表-11〕に示す通りで1.5～2.0～年の約40%を中心にして、1.0年から2.5年の範囲の者が約75%を占めていた。また、〔表-12〕は、同年の収容少年数のうちの釈放数、逃亡脱走者数、その連れ戻し数、および収容少年の教育学科コースと職業コースに関する課程習得の状況を示している。

この2表中の年間合計数2266人と、前表の2276人については、提供資料のままを転載したものである。

表-9 バンコク首都圏4少年院の組織と人員表

区 分	バンムチック			バンカルナ			バンウベッカ			バンプラニ		
	職員	雇員	計	職員	雇員	計	職員	雇員	計	職員	雇員	計
少年院 院長	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1
庶務管理班 班長	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1
庶務係	1	-	1	2	-	2	1	-	1	1	-	1
会計係	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1
タイピスト	1	-	1	3	-	3	1	-	1	1	-	1
炊事員・運転手・雑役夫	-	4	4	-	6	6	-	4	4	-	4	4
観護班 班長	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1
寮長	2	-	2	5	-	5	3	-	3	2	-	2
監視員	-	26	26	-	44	44	-	26	26	-	24	24
教育訓練班 班長	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1
一般教育学科 教官	3	-	3	8	-	8	3	-	3	1	-	1
職業訓練科												
大工科 指導員	2	-	2	3	-	3	2	-	2	-	-	-
理髪科 指導員	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-
溶接工科 指導員	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
美術工芸科 指導員	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-
写真科 指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷科 指導員	-	-	-	5	-	5	2	-	2	-	-	-
植栽科 指導員	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
養豚科 指導員	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
植栽養豚科 指導員	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-
車両修理工科 指導員	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-
電工科 指導員	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-
冷蔵機器科 指導員	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
T V修理工科 指導員	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
煉瓦工科 指導員	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
音楽科 指導員	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-
音楽演奏科 指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
洋裁科 指導員	-	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	1
皮革製品科 指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
箆編細工科 指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
造花手芸科 指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
体育道德班												
体育科 教官	1	-	1	2	-	2	1	-	1	2	-	2
道德科 指導員	1	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1
図書館 司書員	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
専門家その他												
ソーシャルワーカー	1	-	1	2	-	2	1	-	1	1	-	1
心理技官	1	-	1	2	-	2	1	-	1	1	-	1
看護婦	1	-	1	2	-	2	1	-	1	2	-	2
その他	1	-	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-
合 計	24	30	54	61	50	111	28	30	58	22	28	50

(出典) 中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

表-10 首都圏4少年院に勤務する職員と雇員の学歴別人数表(1989年)

区 分			大学卒業	職業校卒	中学校卒	小学校卒	合 計
バン ム チ ツ タ ・ 男 児	A. 職 員	① 院長、庶務管理班長、班員	1	4	-	-	5
		② 観護班長、寮長	1	2	-	-	3
		③ 訓練班長、教官、指導員	1	11	-	-	12
		④ その他 ソーシャルワーカー、 心理技官、看護婦、その他	2	2	-	-	4
B. 雇 員	監視員、炊事員、運転手、他	-	-	18	12	24	
合 計			5	19	18	12	54
バン カ ル ナ ・ 男 子	A. 職 員	① 院長、庶務管理班長、班員	1	7	-	-	8
		② 観護班長、寮長	1	5	-	-	6
		③ 訓練班長、教官、指導員	2	36	-	-	38
		④ その他 ソーシャルワーカー、 心理技官、看護婦、その他	4	5	-	-	9
B. 雇 員	監視員、炊事員、運転手、他	-	-	30	20	50	
合 計			8	53	30	20	111
バン ウ ベ ッ カ ・ 男 子	A. 職 員	① 院長、庶務管理班長、班員	1	4	-	-	5
		② 観護班長、寮長	1	3	-	-	4
		③ 訓練班長、教官、指導員	1	15	-	-	16
		④ その他 ソーシャルワーカー、 心理技官、看護婦、その他	2	1	-	-	3
B. 雇 員	監視員、炊事員、運転手、他	-	-	20	10	30	
合 計			5	23	20	10	58
バン プ ラ ニ ィ ・ 女 子	A. 職 員	① 院長、庶務管理班長、班員	1	4	-	-	5
		② 観護班長、寮長	1	2	-	-	3
		③ 訓練班長、教官、指導員	2	8	-	-	10
		④ その他 ソーシャルワーカー、 心理技官、看護婦、その他	2	2	-	-	4
B. 雇 員	監視員、炊事員、運転手、他	-	-	18	10	28	
合 計			6	16	18	10	50
総 計	4少年院の在勤者数の合計		24	111	86	52	273
	比 率 (%)		8.8	40.3	31.5	19.4	100.0

(注記) 大学等卒は、Bachelor Degree、職業校卒は、Vocational Certificate、である。

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

表-11 中央観察保護センター管轄の4少年院収容児童少年の在院期間別人数(1990年)

区分	中央観察保護センター管轄少年院の名称		バン ムチッタ	バン カルナ	バン ウベッカ	バン プラニイ	合計
	収容少年の性別 (収容者の年齢は、 特認者を含む)		男児 7-14歳 未満	男子 14-24歳 未満	男子 14-24歳 未満	女児女子 7-24歳 未満	
1990年の少年院収容者の人数			319人	1506人	367人	174人	2266人
少年院の 収容期間	0.5年以下	数	18	61	24	6	109
		%	5.6	4.3	6.5	3.4	4.8
	0.5-1年	数	32	102	41	19	194
		%	10.0	7.3	11.2	10.9	8.6
	1-1.5年	数	69	194	77	30	370
		%	21.6	13.8	21.0	17.2	16.3
	1.5-2年	数	84	645	125	68	922
		%	26.3	45.9	34.1	39.1	40.7
	2-2.5年	数	78	241	56	28	403
		%	24.5	17.0	15.2	16.1	17.8
	2.5-3年	数	21	108	18	12	159
		%	6.6	7.7	4.9	6.9	7.0
	3-3.5年	数	13	34	19	8	74
		%	4.1	2.5	5.2	4.6	3.3
	3.5年以上	数	4	21	7	3	35
		%	1.3	1.5	1.9	1.8	1.5

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

表-12 1990年の首都圏4少年院における教育訓練の概要等(単位:人)

要目	少年院名				合計
	バン ムチッタ	バン カルナ	バン ウベッカ	バン プラニィ	
	児童(男) 7-14才	少年(男) 15-24才	少年(男) 15-24才	少年(女) 7-24才	
1990年1月1日の収容少年数	165	751	164	89	1,169
1990年度の収容少年数	154	655	203	85	1,097
1990年度の計	319	1,406	367	174	2,266
1990年の釈放少年数	96	625	159	83	963
1990年の逃亡少年数	0	4	3	2	9
1990年の脱走連れ戻し少年数	0	0	3	0	3
教育学科コースの少年	45	68	—	43	156
教育学科課程が充分な少年	20	67	—	18	105
教育学科課程が不十分な少年	25	1	—	25	51
職業コースの少年	46	374	137	42	599
職業課程が充分な少年	26	336	114	25	501
職業課程が不十分な少年	20	38	23	17	98

課程不充分的理由 ①充分な教育前に釈放者、②低知能者、③慢性の持病者、④注意力不足者、
⑤頻繁に訓練課程変更者、⑥少年院の規則違反者、⑦逃亡者

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

〔院内の処遇〕 少年院に収容した児童少年は、規定によって身体検査やその他の調査が行われるが、院内の生活においては、生活に必要な物品が支給される。また、一定の日課表によって、毎朝6時に起床し、22時の就寝まで、規則正しい日常行動を行うことになっている。

平日は、午前中が3時間、午後も3時間、合計6時間を教室または職業訓練室で学習や実習を行うが、休日は院内で、比較的に自由な行動が許されている。

〔学科教育と職業訓練〕 4少年院に収容された学齢期の児童少年には、それぞれの学齢に相応する教育程度を基準にして、遅れている者には補習授業などで程度を高め、この院内教育の結果に対し、教育省の特別教育部から、それぞれの履修者に認定証書が交付される。

また、少年達が少年院から釈放されて出院後の正業に就職する場合のため、職業訓練の学習と実習も行われている。その内容は、児童少年達の年齢や性別によって、訓練コースに差異はあるが、4少年院の場合には〔表-13〕に示す各科があり、在院する期間中に、職業訓練を施している。それら各コース別の人数について1991年12月の4少年院の状況は、〔表-

14) に示す通りである。この職業訓練生は実技試験などの結果、教育省（特別教育部）から認定証書が交付されているが、現実や訓練内容は低レベルのものである。以上の2表は、科名と科の内容が1部相違するが、提供資料のままを転載したものである。

〔出院後の状況〕 1990年度に出院した児童少年（男女）のうち、中央観察保護センターの管理部ソーシャルワーカー課が追跡調査した580人の事例では、〔表-15〕に示す通り、就職者は33%、学校に20%、仏教僧に1%、計54%は正業に就いている。

次いで、未就職者の27%と、社会復帰の更生指導下にある者13%、計40%は態度未定である。そして再び非行の状態を辿っている者としては、シンナー等の吸引中毒者は3%、家から逃亡して放浪中の者が2%、犯行常習の者は1%、計6%となっている。

そのうち、就職者195人と進学者115人の内訳は、〔表-16〕に示す通りである。同表のうち、就職者の分類で、少年院の職業訓練コースに該当するものは、次の17職種の117人(60%)である。

2. 工場工員	23人（関係各科）	14. 整髪員	4人（理髪科）
4. 農業・果樹園員	18人（農業科）	15. 洋服仕立工員	4人（洋裁科）
6. 自動車修理工	13人（車両修理科）	16. 大工	4人（大工科）
8. ラジオTV修理工	10人（ラジオTV科）	17. 印刷工	2人（印刷科）
9. 溶接工	9人（溶接工科）	18. 婦人服仕立工	2人（洋裁科）
10. 電気工	7人（電工科）	19. 造花工員	2人（造花手芸科）
11. 塗装工	6人（美術工芸科）	20. 音楽用員	2人（音楽科）
12. 家事使用人	5人（食品科）	22. 古典演技女優	1人（古典演芸科）
13. 理髪員	5人（理髪科）	合計17職種	117人

その他の78人も、少年院で習得した学習および学習の実力と体験が役立っている労働者、販売員、バス車掌、警備員、政府の臨時雇員の5職種である。

また、進学者の内訳では、それぞれ適正な教育機関に、復学または進学している。

表-13 中央観察保護センター管轄下4少年院の教育学科と職業訓練の科目

少 年 院			
バンムチッタ	バンカルナ	バンウベッカ	バンプラニィ
男 児 (7才-14才未満)	男 子 (14才-24才未満)	男 子 (14才-24才未満)	女 子 (7才-24才未満)
※ 一般教育学科	※ 一般教育学科	※ 一般教育学科	※ 一般教育学科
以下は、職業訓練コースの科目			
大工科 ※ 理髪科 写真科 美術工芸科	※ 大工科 ※ 理髪科 ※ 溶接工科 ※ 美術工芸科 ※ 印刷科 ※ 植栽科 ※ 養豚科 ※ 車両修理科 ※ 電工科 ※ 冷蔵機器科 ※ 煉瓦工科 ※ 音楽科 ※ 洋裁科	※ 大工科 ※ 理髪科 ※ 美術工芸科 ※ 溶接工科 ※ 印刷科 ※ 植栽養豚科	古典演芸科 ※ 洋裁科 皮革製品科 かご編み細工科 造花手芸科
職訓 計4科目	職訓 計13科目	職訓 計6科目	職訓 計5科目

(補記) 上表のうち、※印は、教育省の特別教育部から認定証書が交付される。

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

表-14 首都圏4少年院の教育学科と職業訓練科の生徒人数(1991年)

区 分	バン ムチッタ	バン カルナ	バン ウベッカ	バン プラニィ
	男 児 7歳~14才未満	男 子 14歳~18歳未満 (特認24歳未満)	男 子 14歳~18歳未満 (特認24歳未満)	女 子 7歳~18歳未満 (特認24歳未満)
A. 一般教育学科	120	180	(不明)	35
B. 職業訓練科	119	717	172	63
1. 大工科	35	35	35	—
2. 理髪科	25	45	37	—
3. 溶接工科	—	36	50	—
4. 写真科	31	—	—	—
5. 美術工芸科	28	81	—	—
6. 印刷科	—	89	—	—
7. 植栽養豚科	—	70	50	—
8. 車両修理工科	—	80	—	—
9. 電工科	—	46	—	—
10. ラジオTV科	—	18	—	—
11. 冷蔵機器科	—	30	—	—
12. 煉瓦工科	—	66	—	—
13. 音楽科	—	73	—	—
14. 古典演芸科	—	—	—	3
15. 洋裁科	—	48	—	15
16. 皮革製品科	—	—	—	—
17. かご編み細工科	—	—	—	12
18. 造花手芸科	—	—	—	27
19. 食品科	—	—	—	6

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1992年12月)

表-15 タイ国少年院等から釈放出院少年の社会復帰状況別人数(1990年)

分 類	事例人数	%
1. 就職	195	33.62
2. 上級学校等に	115	19.83
3. 法律規定の仏教僧	8	1.38
4. 未就職	156	26.90
5. 政府と民間団体の社会復帰更生指導下にある者	76	13.10
6. シンナー等の吸飲中毒者	15	2.59
7. 家から逃亡して放浪中	10	1.72
8. 犯行常習者	5	0.86
1990年の計	580	100.00

(注記) 上表の人数は、1990年に少年院から出院した児童少年(男女)のうち、中央観察保護センターのソーシャルワーカー課が追跡調査した580人の事例である。

(出典) 1991年12月、タイ国法務省中央少年裁判所の中央観察保護センターの資料

表-16 各少年院から1990年度釈放出院少年の就職者と進学者の内訳人数

分 類	人 数	%
(A) 就職者の内訳	人	
1. 労働者	31	15.89
2. 工場工員	23	11.79
3. 販売員	20	10.26
4. 農業者、果樹園員	18	9.23
5. バス車掌	15	7.69
6. 自動車修理工	13	6.67
7. 警備員	11	5.64
8. ラジオ、TV修理工	10	5.13
9. 溶接工	9	4.62
10. 電気工	7	3.59
11. 塗装工	6	3.08
12. 家事使用人	5	2.56
13. 理髪員	5	2.56
14. 整髪員	4	2.05
15. 洋服仕立工	4	2.05
16. 大工	4	2.05
17. 印刷工	2	1.03
18. 婦人服仕立工	2	1.03
19. 造花工員	2	1.03
20. 音楽用員	2	1.03
21. 政府の臨時雇員	1	0.51
22. タイ伝統の演技女優	1	0.51
就 職 者 の 計	195	100.00

(B) 進学者の内訳		
1. 小学校 (3年生~6年生)	15	13.04
2. 中学校 (M.1年~M.3年)	18	15.65
3. 高等学校 (M.4年~M.6年)	12	10.43
4. 職業学校	20	18.40
5. 専門学校	6	5.22
6. 大学	—	—
7. 成人教育	27	23.48
8. 職業専門学校、職業訓練学校	15	13.04
9. 国営職業訓練センター (NISD)	2	1.74
進 学 者 の 計	115	100.00

(出典) 1991年12月、タイ国法務省中央少年裁判所の中央観察保護センター資料

3-3 少年司法体制の問題点

3-3-1 タイ国首都圏司法体制の問題点

〔収容処分の偏重〕 少年院が、その機能を発揮するためには、少年司法制度の流れの中で、適切に位置付けられ、有効に活用されることが必要であるが、タイ国の少年司法体制は少年院の機能を十分に発揮させていない。

今回の調査によれば、バルカルナ少年院の場合、およそ103名の職員に対して600名を越える少年を収容している。よって夜間は、1名の職員で1寮舎に収容した130名を越える少年を監視しなければならず、昼間は10余の職業訓練教室で、これら少年の全てを指導しなければならない（そのため現実には、一部の少年を部屋の外に出している）。このように少年数の多さのあまり、教育活動が大きくその機能を妨げられているのが実情である。

一方、タイ側から示された再犯率を吟味すると、2カ年以上の追跡期間で10%をわずかに越えるのみで、例えばアメリカのカリフォルニア州では90%近く、我が国でも（公式データではないものの）20~30%もあるのと、大きな隔たりがある。再犯率が、処遇によってではなく、被収容者の犯罪性向の高さによって決定されるのは、犯罪学では広く知られた事実であり、この点からタイにおいては、施設収容が最良の選択ではない少年が少年院に送致されており、過剰収容が過剰送致に起因していることが推測される。

この原因としては、タイにおける保護観察制度が未整備であることもあげられる。事前調査においては、我が国の保護司制度の導入等が図られていると聞いたが、今後は、社会内処遇のメニューを充実し、施設内処遇に過度の負担をかけないようにすることが必要である。また、タイにおいては、相当に長期の刑期を持つ少年が少年院に送致されているが、これらの少年については、相当の期間が経過したのち、開放施設、外部通勤等を利用して、社会内適応をはかる処遇を行い、施設処遇の負担を軽減することも必要である。

タイにおける少年司法制度は、犯罪事実を重視するあまり、少年の矯正必要性、要保護性に着目した「少年・児童」であるがための特別手続きとか、特別な処遇が十分に整備されていない。本調査においては、少年院に対する予算を確保するために、送致を増やしてきた経緯があるとも聞かされたが、このような少年軽視の構造の解決がなされないことには、少年院がその機能を有効に発揮することはないであろう。

〔分類制度の未整備〕 少年裁判所で裁判をうけ、少年院送致の判決をうけた少年は、現在は、性別、年齢によって、4つの少年院に区分されて収容されているが、その区分は、我が国の状況に比して、相当に大ざっぱといわざるをえない。我が国においては10種類以上の処遇課程を設け、きめの細かい分類と、それに対応した教育内容を整備している。

我が国においては、この分類を行っているのは少年鑑別所であるが、タイ（バンコク地域）においてこれに相当する機能をはたすべき、中央観察保護センターは、個々の少年の処遇ニーズに応じた教育内容を典型的に想定せずに、送致を行っており、その結果、受け入れ側で

ある少年院は、異なるニーズをもった少年を、一体として処遇しなければならず、散発的かつ個別的な対応に追われている。

今後、少年院がその機能を十全に発揮するためには、送致前の段階において、処遇ニーズごとのグルーピングを行い、少年院が、より焦点を絞った教育活動が行えるようにしていく必要がある。なお、現在、中央観察保護センターは、年間2000余りのケースを20人以上の職員で処理しており、我が国と比べた場合、ケースが多すぎるために分類機能が働いていないというのはあたらぬ。

3-3-2 タイ国少年院の問題点

少年司法体制の全般の問題点に加え、現在のバンコクの少年院は、幾つかの問題点を抱えている。以下、少年院の達成すべき目標を3つに大別し、それぞれを達成するにあたっての、処遇ノウハウに関する問題点と、物的条件に関する問題点を述べる。最後に、これらの問題点の背後にある職員に関する問題について付言する。

目標1：少年の生命・身体の安全の確保

これは、主として、保安面及び労働安全面への配慮に分けられる。

ア. 保安

少年院では、暴動、喧嘩、不正物品製作といった保安事故を未然に防止して、少年の安全を確保することにより、少年の関心を更生へと向けられるようにするとともに、職員が安心して勤務し、労力を少年の教育へと振り向けられるようにしなければならない。

(1) 処遇ノウハウに関する問題点

問題点としては、まず、個々の職員の遵守すべき、視線内戒護といった保安の原則が、ほとんど蓄積されていないことが挙げられる。その結果、院内のいたるところで喫煙が見られたり、不正物品が製作、持込、隠匿されている。また、護身術といった保安技術も標準化されておらず、保安に関する職員研修等も行われていない。また、保安が行き届くためには、職員間の協力が必要だが、この点についても、戒護に当たっての連携プレーがないこと、監督当直制度をとっていないため夜間の非常体制が不十分であること、より根本的には、報告・引継体制が整備されていないこと等の問題点がある。

(2) 物的条件

建物についていえば、職業訓練のコースのために使用されている小規模な建物により施設内に多くの死角を生じていること、約200㎡の大部屋の寮室に100名以上の少年を収容しているため、職員1人で、自分及び少年の安全を確保することが困難なこと、寮舎の構造上巡視ができないため、就寝後の少年の身体・生命の安全の確保に問題があること、戒護区域と切り離された庁舎で面会を行っているため、不正製品の持ち込

みの防止や逃走の防止が困難なこと等が挙げられる。警備用機器についていえば、非常ベル、携帯無線、モニターテレビ、あるいはこれらを統合する保安集中監視システムが、不十分な形で、あるいは全く整備されていないため、有事に敏速な対応は困難であるという問題点がある。

イ. 労働の安全

通常の作業場と同様、少年院においては、労働安全が確保されなければならない、さらにその要因は、少年が被収容者という立場にたっているためにより強く要請される。

(1) 処遇ノウハウの問題点

問題点としては、安全作業のための規程や死傷病手当に関する規程が整備されていないこと、少年に対する安全教育が不十分であること、職員に労働安全に関する意識が低いことがあげられる。

(2) 物的条件

問題点としては、職業訓練、高所作業等において使用されるべきヘルメット等の安全用具が用意されていないこと、職業訓練場が狭く、安全性を考慮した設計がなされていないこと等が挙げられる。

目標2：少年の人間らしい生活の確保

少年院に収容される少年には、家庭的に恵まれないものが多く、少年院においては、人間的な温かみのある、人として尊重をうけたという実感もちうる生活が与えられなければならない。

ア. 処遇ノウハウの問題点

これは、家庭的なうるおいのある人間関係を、少年院において築くためのノウハウである。少年と職員の間人間関係についてみると、少年の父親であり、母親であるべき職員が、少年一人一人に、十分に心を通わせることが必要である。しかしながら、バンコクの少年院において、日課の中には、職業訓練の時間の他には（レクリエーションや個別相談といった）少年と職員がふれあうための活動が極めて少ない。また、個別担任制や、寮舎への少年簿の配置といった職員が個々の少年に対する関心を喚起するような仕組みも整備されていないため、少年が、職員に対し信頼感を形成する機会が十分に用意されているとは言い難い。

もちろん、これらの問題点は、過剰収容に起因するところが多く、必ずしも、個々の職員の少年への愛情が不足しているわけではない。しかしながら、現状のシステムがその愛情を十分に発揮されていないことも確かである。一方、少年同士の間人間関係をみると、過剰収容にもかかわらず、暖かな関係もみられるが、各自二枚した与えられない毛布を奪われた少年が散見され、力関係において、弱者が守られているとは言えない状況である。これもまた、基本的には、過剰収容の問題ではあるものの、職員が少年間の人

間関係を十分に把握するための、行動観察の手法や社会心理テスト等の活用に不十分な点があると考えられる。

イ. 物的条件

これは、衣食住の3分野に分けて考えられる。まず、衣についてみると、少年に貸与されている衣服は一着のため、洗濯の際の着替えすら無い。また、盗まれることが多いので、少年には入浴の際もそれを脱ごうとしない。食についても、量は十分ではなく、調理の際の衛生にも十分な配慮は払われていない。ある少年院では調理場に犬が出入りしていた。住についてみると、100名以上の少年を収容する寮室には、個別的な活動に用いるスペースがなく、便所も大小1カ所しかないため、少年に大きな心理的負担を強いていることが想像される。また、十分な体育施設が整備されていないため、心身共に成長の著しい少年に最低限の運動を行わせ、収容による精神的ストレスの解消がはかられていない。

目標3：少年の矯正教育

少年院の矯正教育は、望ましい行動を促進する指導と、望ましくない行動を抑制する指導の組み合わせによって構成されているが、どちらについても、バンコクの少年院には改善の余地が残されている。

ア. 望ましい行動を促進する指導

望ましい行動とは、社会生活において、役立つ一切の行動であり、これらを積極的に行うよう動機づけることが少年院の教育の大きな目標である。

(1) 処遇ノウハウの問題点

これは、少年の前向きな努力を正当に評価するためのシステムである。具体的には、このシステムとは、少年に目標を持たせ、これを達成する道筋を示すために必要な個人別教育計画、職業訓練コース別教育計画である。当然、このような計画が立てられれば、その実施状況を把握し、また、状況に応じてさらにそれを詳細化するための（面会、通信の内容把握を含む）行動観察の仕組みや、目標の達成状況を評価する手続きが必要だが、これらも未整備である。同時に、教育計画を効率的に運用するためには、少年の適性に応じ、職業訓練コースを選択する等の分類処遇が必要となるが、これも十分に行われていない。なお、我が国の職業訓練少年院においては、職業訓練コース編入前に、徹底的な学科教育を行い、基礎学力を取り戻させている。タイにおいては、この必要性が認識されているとはいえないが、学科教育についても、詳細な教育計画が必要であろう。

このようなノウハウは、我が国では、関係法令、通達等によって、システムとして整備されているところであるが、タイにおいては、少年院における教育課程の編成等に付いての基準、職業補導に関する規程等の一切が未整備であるように見受けられる。

今後はこのような行政的仕組みを整えると共に、その内容を職員に徹底するための研修を行い、業務を計画的に遂行していくことが必要である。

さらに、問題であるのは、こうした院内の処遇を、出院後の更生へとつなげていくための仕組みが整備されていないことで、今後は、各職業訓練コースごとに、就職状況を検討し、かつ、有望な就職先を開拓する努力が必要である。少年院の処遇は、あくまで、社会復帰後の生活に役立つものでなければならず、このような仕組みを整えずに、少年院処遇は有効とはなりえない。

(2) 物的条件

問題点として、まず、教育計画の実施についてみると、これらの事務を行うために必要な書類自体、さらに、これらを作成するための事務機器、これら进行处理し、保管するための執務スペースが、まったく整備されていない。これらの与条件整備なくして、職員に、これらの事務の負担を求めることはできない。また、教育資源については、予算の不足を主因として、大きな問題を抱えている。現在、少年院に整備されている機材の大部分は寄付によるもので、予算で購入されたものは少なく、機材の補修費、これらの機材をもちいて行う教育活動のための消耗品費も不足している状態で、必要資源の不足、老朽化は著しく、たとえ、教育計画を整え、それを達成しようという職員の努力だけでは、十分な指導の行えない状態である。（他に視察した内務省所管の教護院に当たる施設では、十分な予算的手当によって機材等を購入し、充実した処遇を行っていたのと比べると大きな差がある）。また、実習場、教室も、広さ、照度等の点で、多くの問題を抱えている。

イ. 望ましくない行動を抑制する指導

望ましくない行動とは、社会生活を妨げる一切の行動であり、これらを行わないよう動機づけることが少年院の教育の大きな目標である。

(1) 処遇ノウハウの問題点

新入時に少年院の規則等について説明し、規則違反があれば罰せられることを十分に理解させておらず、日常の反則防止のための努力が不十分である。例えば、少年は施設内を自由に歩くことを許され、投げ込まれた不正物品を自由に拾っている。不正物品の発見のための身体・居室捜検が不十分な寮舎においてインフォーマル・グループを形成しないようにといった指導が不十分である。そのため、少年は反則の重大さを認識することができない。そのうえ、一旦反則を犯した場合にも、適正手続きに則った報告書が作成されず、処罰も（国際基準に反する体罰である）むちうちが中心であり、反則に対する反省を促す機会も整備されていない。

(2) 物的条件

目標1においてのべたように、保安面に関して、物的条件は多くの問題をかかえて

いるが、それに加え、矯正教育という観点からみれば、単独室の不足が、もっとも顕著な問題である。

以上の目標を達成するのは、あくまで、人であり、最後に、職員の問題について付言したい。

ア. 専門性

問題点の第1は、採用及び研修によって、少年院の職員の専門性が確保されていないことである。通常、採用は場当り的に行われ、たとえば、職業訓練の教官には、実社会で何らかの技術や経験を持った者が多く含まれている。また、これらの職員に対し、少年院の職員の意識を高め、専門性を付与するための研修も行われていない。

イ. 職員集団の形成

問題点の第2は、こうした個々の職員の力を結集するための職員集団が形成されていないことである。特に、タイの少年院においては、職員が、昼夜、保安を担当する看守と、昼間、教室内で教育のみを担当する教官に分割されている。この体制は、（看守が交替性職員であることもあって）少年を教育するための戦力となる職員の比率が高まらない、昼間日課と夜間日課の係が保たれない等の問題を生じている。後者について、付言すると、タイの少年院の夜間日課は、寮舎を締切り、その中には職員が立ち入らないという形態をとっており、一切、教育的な働きかけは行われていない。この問題を解決するには、（より根本的な問題である過剰収容を解決するとともに）看守の研修あるいは教官の寮舎勤務等の代替策を検討する必要がある。

ウ. 執務環境

問題点の第3は、職員の執務環境である。執務環境には、拘禁施設という特殊な条件の下で必要な休養室や談話室、更衣室等の厚生スペースの不足、過剰収容による職員一人当たりの過重負担、教育資源に対する予算的手当の不足といった問題が含まれる。

第4章 計画内容の検討

4-1 要請の目的と内容

タイ国は近年の産業発展（GDP成長率8.4%）により、特に製造業、建設業は毎年約30%の伸び率を示している。そのため、都市への人口集中に代表される都市化が進行し、スラム化、核家族化が進行するなど、社会構造が変化しつつある。その結果社会的なアンバランスが生じ、特に都市において失業率（全国平均5%）と犯罪（16,053件、1986年）が増大しつつある。国家の将来を支える青少年においては、その社会的な絆が希薄になり、家庭のない青少年が急増し、非行と犯罪に走りやすくなっている。

タイ国では第6次5カ年計画（1987～1991）において、産業発展を支えるために、その社会構造の適正化をはかることをうたっており、そのためにはこれら社会不安の温床となっている青少年の非行、軽犯罪を減少させる必要があり、更にこれらの青少年の更生を図ることにより同国の産業発展を支える人的資源の育成を図る必要があるとしている。

中央観察保護センターは、こういった青少年が社会復帰するための訓練を施すことを目的に、バンコクにおいて1952年に設立された。少年院は、青少年観察保護センターの統轄下にあり、現在、バンコク首都圏に4つ、全国に10の施設がある。ここには、非行、犯罪を犯したもののうち、7才から18才までの青少年で少年裁判所が認めたものが入所することとなっている。現在、バンコク首都圏の4施設では1日約1500人の青少年が訓練を受けており、その約半数は二回目以上の入所である。

しかし、現有の施設はそれぞれ狭小で老朽化しているため、効率的な矯正訓練活動が難しい状況にあり、更にこれらセンターの内部に医療施設がないため、罹患時には外部の医療施設を利用せざるを得ず、そのため入所者の逃亡があるなど適正な管理ができない状況にある。

かかる状況にもとづき、タイ国政府は首都圏における適正な青少年の矯正活動を効率的に行うため、バンコク近郊にある5つの観察保護センターを統合し、医療施設を含んだ矯正施設を新設するマスタープランを策定し、その実施に関してわが国に対し無償資金協力を要請してきた。

（要請内容）

施設全体計画

- 1) 訓練棟群：中央棟、教室棟、図書館、体育館、食堂、ホール、職業訓練棟（自動車整備、金属加工、エアコン、木工、陶磁器工、美容、縫製、シルク、ボイラー、養蚕、紡績、農機、農場管理、養鶏、養豚、倉庫他）
- 2) 男子棟（1～3）
- 3) 女子棟

- 4) 少年棟
- 5) 男子用特房
- 6) 医療棟：病院、ランドリー、厨房、病棟、汚水処理施設
- 7) 職員宿舎
- 8) 必要機材

(サイト)

バンコク郊外ナコンバトム (43.67ha)

4-2 要請内容の検討

4-2-1 計画の方向性

先方政府のマスタープランは、前項で述べたとおり中央観察保護センター及びバンコク近郊の少年院をすべて1カ所に集め、その中をユニットに分けてそれぞれを機能分担することにより、効果的に矯正活動を行おうとするものである。

この先方の構想自体は否定されるべきものではないが、3章で議論した様々な問題点を改善するためには、ステップを踏んでマスタープランが実施されるべきであると考えられる。その中でわが国が開発援助により協力可能な範囲は、タイ政府が今後タイ国内で青少年矯正システムを拡充するに先駆け、そのモデルとなるような少年院を設立することである。

モデルとして今回の施設を計画する場合、注意すべき点は、みだりに大規模な施設を設立することを避け、小規模に計画される必要がある。大規模な施設をいきなり設立することは、先方負担分である予算、人員、消耗品等の投入量を増加せしめ、モデルとしての機能を失う可能性を高めるのみならず、日本側の技術協力対象範囲を量的に広げることとなり、その意味でも失敗要因を増加させることとなる。

モデルとして今回の施設を計画するにあたり注意すべき点は、タイの青少年に合ったシステムである必要がある上、日本側による協力が必要かつ可能なものでなければならない。

具体的な投入計画としては以下の案が現時点では妥当であると勘案され、今回議事録により先方との合意を得ている。

1. 無償資金協力（施設の建設）

- 1) 規模：200名程度
- 2) 対象者：14才から18才までの男子
- 3) 内容：訓練棟、管理棟、診断施設（治療は含まない）、寮、必要機材

2. 技術協力

すでに述べたとおり、本件システムに関してはタイ青少年に合ったものである必要があるため、その適性技術は原則としてタイ国内において構築されるべきものである。そのため下記長期専門家による技術移転を中心に行い、研修員受け入れや短期専門家派遣は必要

に応じ実施する。

- 1) 矯正システム専門家：無償引き渡し数カ月前から2年間
- 2) 職業訓練専門家：無償引き渡し数カ月前から2年間
- 3) 先方マスタープラン作成にかかる施設建築の専門家：引き渡し後1年間

3. 実施機関

本件実施機関は法務省少年裁判所である（ミニッツ参照）。施設の運営管理は中央観察保護センターにより行われ、児童福祉財団は側面的な協力を行う。

4-2-2 実施体制の検討

タイの少年矯正施設のモデルとなるべき新施設には、職員もまたモデル的機能を果たすことが期待される。すなわち、職員個人についていえば、自らの業務に対する専門性はもとより、勤務意欲が高く、他の職員と連携して組織づくりを推し進めていく能力のある職員が必要であり、組織についていえば、このような能力をひきだすような組織づくりが必要である。

前者についてみると、現在のタイの少年院の職員には、専門性及び勤務意欲の決して高くない者が含まれている。これは、職員研修の未整備、備品、消耗品に対する予算的手当の不十分さ等の結果であるが、これらの問題点を解消していくためには、長期的な努力を必要とする。

よって、施設の立ち上げという短期的目標の達成にあたっては、現在の職員の中から、新施設における処遇を、ゼロから形作っていくことのできる専門性と意欲を持った職員を選抜することが必要となる。さらに、新施設の業務を計画するにあたっては、こうした職員を、事前に日本に招いて、少年院における矯正教育及び職業訓練の方法等について研修を行い、まさにモデル職員として育成すると同時に、新施設における教育の在り方を立案・計画してもらうという機会を与えたい。

後者についてみると、我が国の体制と比べ、タイの組織は、職業訓練、学科教育等を担当する教官と、保安を担当する看守に分かれているのが特徴である。この体制においては少年の教育を自らの責務と自覚して、勤務する職員の割合が少なく、総体として、少年院の教育力が発揮されないほか、昼間日課と夜間日課の一貫性を保つことができない等、教育活動の連続性を阻害する点で、さまざまなマイナスを抱えている。今後は、このマイナスを解消し、少年院の職員が一体となって、施設の教育力を向上させていくためには、職員研修を充実させ、少年院職員としての専門性を内実ともに充実させるとともに、看守の昇進の幅を広げ、教官との区別を取り払うといった制度の変更の検討も必要となろう。

もちろん、少年院職員が一丸となった体制は、一朝一夕に実現されるものではない。次に示す部門別リストは、新施設がその運営をスタートさせるにあたってとるべき実施体制の一案である。

現状と比べると、本案は、(1)夜間活動に、教官を参加させ、夜間指導を充実させること、(2)看守を外堀警備からはずし、少年指導を直接行う場面に配置すること、(3)は(1)(2)にみられるように、教官と看守がチームで勤務できる場面を設定し、少年院職員としての一体性を意識して勤務するよう配慮することが、特徴である。

さらに詳細については、まず、職業訓練の教官は、各コース2名とし、計7コース、計14名を選定した。このうち1名は、通常の日勤、他の1名は、午後から夜間までの勤務（夜間は寮舎に残って勤務）という体制である。

学科教育の教官は、国語、算数、理科、英語の4名とした。新入時の少年に対し、およそ2カ月間、学科教育及び安全教育等を行うが、さみだれ入院に対処するため、常時2クラスを開くこととする。よって、授業を行っている教官は2名で、授業を行っていない教官2名は、その間、寮舎における自習教材による指導のための添削等を行う。

体育教官は、専門種目を考慮して、体操、体育館の球技、フィールド競技のいずれかはそのうちの誰かが指導できるように選定する。

看守は、唯一の交替性職員であるが、4日に1度夜間勤務を行う4部制とする。1部は8名の職員からなり、夜間は、この8人が、管理棟に1名、集団寮に6名、単独寮に1名ずつ勤務する。夜間勤務の翌日は非番であるが、翌々日及びその翌日の昼間は勤務するので、土日を祭日とすると、平日には、およそ17名の職員が昼間勤務をすることになる。この17名については、職業訓練は6名、学科教室に3名、医療に1名、単独寮に2名、面会に2名、外部通勤に5名が配される。現状に比べると、少年の自由独歩を禁止することにより、外堀警備を廃止することが大きな変更である。また、表門警備についても、庁舎構造の変更により、廃止するものとする。

分類は、現在は、少年院の組織には組み入れられていないが新施設においては、IQテスト、職業適性検査、職業興味検査ほか、適切なコース選定のための業務が必要となるので、ソーシャルワーカーあるいは心理技官を専属として3名を配する。

医療については、医師を配することが本来は望ましいが、困難と思われるので、看護婦2名を配した。なお、2名としたのは、1名の場合には、緊急の際に援助を求められないことがあるからである。

今回の調査では、庶務部門の人員については、十分に調査できなかったもので、現在の施設の人員配置を参考とした。なお、本案に示した職員数の確保については、現有の所員数からみて、困難が予想される。何らかの手だてによる過剰収容の解消により、職員数に余裕をもたせることが望まれる。

(部門別リスト)

(平日出勤職員)

所長	-	1	1
教育部門	-	58	43
課長	-	1	1
職業教育	-	14 (教官)	14
学科教育	-	4 (教官)	4
体育	-	3 (教官)	3
保安	-	33 (管理職1、看守32)	17
分類	-	3 (ソーシャルワーカー)	3
医療	-	2 (看護婦)	2
庶務部門	-	11	11
課長	-	1	1
課員	-	10	10

以下、教育部門の配置

(昼間配置)

管理棟	-	2	(課長1、管理職1)
職業訓練教室	-	14	(教官7ないし14、看守7)
学科教室	-	6	(教官4、看守2)
運動場	-	3	(教官)
医療	-	3	(看守1、看護婦2)
単独寮	-	2	(看守)
面会	-	2	(看守)
外部通勤	-	4	(看守)
分類	-	3	(ソーシャルワーカーないし心理技官)

(夜間配置)

(深夜・早朝配置)

管理棟	-	1	(看守)	-	1	(看守)
集団寮	-	15	(教官7、看守8)	-	8	(看守)
単独寮	-	1	(看守)	-	1	(看守)

4-2-3 プロジェクトサイトの検討

〔サイトの位置〕 プロジェクトサイトの位置は、首都バンコク市の西郊約20km地点でナコンパトム市に向けて通ずる国道338号線ブダモントン交差点を右折する。ここから北向して約2km余で鉄道線路を横断する。そして現在舗装工事中の国道（巾12m）を約5km余進行し、西側に左折して水田地帯の農道（巾12m）を2kmほど進入した南側の平坦な水田が予定するサイトで、2度の現地調査結果によると、バンコク市内の中央観察保護センターからサイト迄の自動車走行距離は、約30kmである。

サイトは、既にタイ国法務省の所有地として、登記済みの国有地となっており、その資料は、中央少年裁判所で事前調査団にも披露された。

〔サイト付近の現状〕 このプロジェクトサイトを含む付近の全地域は、チャオプラヤ河、タチン川、クワイ川などによる沖積デルタ地帯で、シャム湾の海面水位と陸地の高低差が小さい低平地の沿岸地域である。

サイト付近は、タチン川沿岸地帯の水田開発および舟運交通のために開掘された大小の運河が、ほぼ2～5kmの間隔で碁盤目の状態に発達している地域である。タイ国の海岸地域住民は、古くから自然の河川または人口水路の両岸に居住生活している。これは舟運交通による生活面と生産面からの必然性に原因するもので、現在でも各運河の両岸沿いには、多くの農家が列状に散居している。

近代に至って、低平地に盛土した道路が建設されるようになり、また自然湿地に約1mほどの土盛り嵩上げをして、雨季でも冠水しない高さの自動車用道路が発達するに及んで、その沿道地帯には、近年同じ程度の高さに土盛りをした個人商店や住宅地等が次第に増加しており、現在では沿道の多くに商業地帯や住宅地帯が形成されつつある。

国道338号線でも、バンコク市からブダモントン交差点を通過してナコンパトム市に至る沿道地帯は、近郊居住地帯として急速に発達中で、5～10階建て鉄筋コンクリート集合住宅団地や商店兼用住宅などが実に多く、また広大な水田地帯の中にも新興住宅団地が随所に建設中である。これら新興団地等に対する上水道は、バンコク市または近郊からの公営機関から送水管で供給されており、電力は首都圏配電公社（MEA）または地方配電公社（PEA）によって各戸給電（220V）されている。また燃料には大型ボンベのプロパンガスが宅配されている。

〔サイトの現状と嵩上げ造成〕 サイトの土地現状は、上記の周辺状態と特に相違は無い。本案件実施のためには、雨季でも冠水しないように、新たなサイト地域内の土盛り嵩上げ工事と、サイトに接近するため国道からの道路改修が必要である。

事前調査団に対するタイ側の説明では、1992年の前半期に、このサイト嵩上げ工事と接近道路の改修工事を実施するとの事で、今後は、この進行状況を確認する必要がある。

4-2-4 維持管理の検討

〔機能の維持管理〕 施設の機能を維持するために、必要な維持管理としては、モニターテレビ、非常ベル等の保安施設の管理がまずあげられる。保安施設の老朽による機能の不全は、少年院の本来の目的である教育に使うべきエネルギーを、保安に対して向けざるを得なくし、教育の効果を損なう恐れがある。

また、機能維持のうち少年院施設でとくに注意すべき点は、錠の性能である。少年院のような拘禁施設では、錠の本来要求される保安性能を加えて、通常の施設では考えられないほどの錠の開閉であるため、高い耐摩耗性が必要とされる。少年院における錠は数も多いため、選定を誤ると保安機能のみならず、維持管理予算にも影響を与える。現在バンコクの少年院で使用されている錠は通常の南京錠であり、共通錠にもなっていないので施設の運営にかなり負担をかけていると考えられ、新施設では、改善されるべきである。我が国の少年院で使用されている錠は長年の使用実績があり、機能的にも優れたものであるが、タイ国の業者が同程度の錠を作成し得るならば、現地国で制作した製品を使用したほうが維持管理上望ましい。

電気設備の劣化による保安機能への影響も重要である。現在のバンコクの少年院にはそれぞれの寮舎に停電時のための、非常用の照明設備が備え付けられていたが、新施設においてもこれに代わる設備が必要であると考えられる。受変電設備、自家発電設備は専門技術者による定期点検を必要とし、維持管理費も高額である。必要受変電要領、停電の頻度自家発電設備の設置の是非等は、基本設計調査段階での調査を期待したい。

〔建物の維持管理〕 建物施設の維持管理としては、内外壁仕上げ材の劣化、汚れ、床材の摩耗、屋根材の劣化による漏水、建具の劣化、摩耗等が考えられる。一般に建築物の仕上げ材の耐久性は構造材と比較して低く、建築物の使用途中で交換、補修等をする必要がある。こういった箇所についてはできるだけタイ国内で容易に入手できる材料を選定する必要があるが、それだけにとられるとかえって悪い結果を招く可能性がある。例えば、屋根材であるが、現在の少年院は、波型スレートに似た材料で葺かれており、屋根勾配も緩い。したがって補修は容易であるが、断熱効果は期待できないので日中は室内の温度がかなり高くなると考えられる。また、降水量に比較して屋根勾配が緩いためか所々雨漏りも見受けられた。一方、伝統的なタイの民家の屋根は、瓦に似た陶器製の材料で葺かれており、降水量が多いため屋根勾配が我が国と比較して急である。これは、タイの気候風土に適合していると考えられるが、材料の重量も重くイニシャルコストが高くなることが予想される。また直営工事での補修は困難である。基本設計調査に際しては、現地での普及率、単価、性能のほか、少年院という特殊な条件での維持管理（直営工事等）を考えた材料及び工法の調査が必要である。

〔事前の計画的な維持管理〕 大規模な修繕を未然に防ぎ不経済な支出を防ぐための維持管

理には能動的な維持管理が必要である。これは、定期的な点検、清掃等を実施し、建物の機能低下、劣化を未然に防ぎ計画的に修理を行うものである。維持管理の具体的な内容は前の2つと明確に区分するのは難しいが、機能の低下、環境の劣化が起きてしまったから修理するのと、事前に対処するのととの時間的な違いであり、維持管理費を節約し、施設の寿命を伸ばすためには最も大切な部分である。我が国の場合でも、多くの建物を有する官公庁や民間企業では専門の部局を設けシステムマチックに行っている。また、大規模な矯正施設では、専門の技術者を置き、計画的な維持管理にあたらせている。今回、我が国からの援助によりタイに建設される予定の施設については、長期的に見た場合、タイ側の維持管理体制により成否が左右される可能性もあり、選任の維持管理技術者の指定をタイ側に要求すべきではないかと考える。また、工事の発注時において、施工業者の維持管理責任範囲を工事仕様書に明記することにより中期的な維持管理を保証することも有効であろう。

4-3 協力実施の基本方針

(1) 目的

本計画は、今後のタイ国における青少年矯正のモデルとなる施設及び処遇、システムを構築することにより、社会からドロップアウトした青少年を社会に再適応させるべく矯正することを目的とする。

本件計画の実施により、今後タイ国における青少年矯正システムが向上するための指針となるのみならず、青少年を確実に社会に復帰せしめ、さらには今後のタイ国の産業発展に寄与することが可能となる。

(2) 留意点

以下の2点につき留意の上今後の調査を実施する必要がある。

- 1) あるべきシステム、訓練内容、施設内容に関しては今後更に検討する必要がある。
- 2) 現在サイトはナコンパトムの田園地帯にあり、サイト及びアクセス道路共に土地造成が必要な状況にある。この工事に関しては今回のミニッツにおいて先方負担により実施されることとなっており、その進捗状況をモニタリングしながら今後の調査を実施する必要がある。

第5章 結論（基本設計調査団への提言）

前述したとおり、タイ国政府がサイトとアプローチ道路の土工事に着工した時点で基本設計調査団の派遣を検討することとした（ミニッツ）。基本設計調査を計画するにあたり留意すべき点は以下のとおりである。

今回の事前調査の段階では、タイ国情に合った青少年矯正に関してモデルシステムを提示するに至らなかった。

そこで基本設計調査は以下の方法により実施することが望ましいと思われる。

調査を二段階に分け、第一段階においては更なる現状分析を行い、タイの国情に基づいた青少年矯正システムについて検討する。第二段階は、右モデルシステムを施設計画に反映させるべくハード面中心の調査とする。

より具体的には、第一段階の現地調査においては期間を約1カ月程度とし、官団員と青少年矯正システムを構築できるコンサルタントとの合同調査を実施する。国内作業により全体システム及び当該少年院システムを検討しインテリムレポートに取りまとめる。

第二段階においては、新たに建築コンサルタントを加え共同企業体とした上で、調査の初めの段階でインテリムレポートについて先方と協議し、基本的合意事項を議事録として取りまとめ、署名する。その後施設計画に関する調査を行い国内作業により最終報告書を策定する。

付 属 資 料

資料1	調査団の構成	45
資料2	調査日程	46
資料3	面談者リスト	47
資料4	ミニッツ	53
	(和訳文)	59
資料5	4少年院の施設概要	63
資料6	収集資料リスト	66
資料7	参考資料	68

調査団の構成

- (1) 団 長 (総括) 村 田 哲 巳 外務省 経済協力局 無償資金協力課
- (2) 青少年社会復帰 津 富 宏 法務省 矯正局 総務課 調査係
- (3) 更生施設計画 那 花 弘 行 法務省 大臣官房 営繕課
- (4) 計 画 管 理 渡 辺 学 国際協力事業団 無償資金協力調査部
基本設計調査第2課
- (5) 青少年訓練計画 山 田 聖 都 日本国際協力システム (J I C S)
- (6) 訓練機材計画 (A) 小 林 順 造 日本国際協力システム (J I C S)
- (7) 訓練機材計画 (B) 川 上 宣 彦 日本国際協力システム (J I C S)

調査日程 (1991年12月5日～22日迄・18日間)

No.	月/日	曜	行 程	主な調査行動
1	12月 5日	木	東京(成田) ⇨ バンコク 13.00 (JL-717) 17.35	村田、津富、那花、渡辺、山田、小林の 6団員 往航 (バンコク泊)
2	6日	金	バンコク	JICA事務所、日本大使館で打合せ タイ国法務大臣表敬 タイ法務省・中央少年裁判所で打合せ バンプラニー女子少年院視察
3	7日	土	バンコク	中央少年裁判所、中央観察保護センター で協議 (インセプションと質問表提示)
4	8日	日	バンコク ⇨ チェンマイ 16.30 (TG-112) 17.35	ナコンパトムのサイト視察 6団員チェンマイに移動
5	9日	月	チェンマイ	地方観察保護センターで協議 地方少年院の視察調査
6	10日	火	チェンマイ ⇨ バンコク 15.30 (TG-129) 16.35	資料整理 6団体・首都バンコクに移動
7	11日	水	バンコク	バンカルナ・バンウベッカ、バンムチタ の各少年院視察 タイ総理府青少年局で資料収集
8	12日	木	バンコク	中央少年裁判所、中央観察保護センター で協議
			東京(成田) ⇨ バンコク 13.00 (JL-717) 17.35	川上団員、バンコク到着 (計7団員)
9	13日	金	バンコク	中央少年裁判所、中央観察保護センター で、協議と質問回答書の進行状況確認 JICA事務所に調査団の調査状況報告 ミニッツ署名交換
10	14日	土	バンコク	村田団長は、カンボディア調査団に移動 6団員は、調査資料の整理
11	15日	日	バンコク ⇨ 東京(成田) 11.15 (TG-640) 19.00	官側 (津富・那花・渡辺) 3団員 バンコク出発、日本帰国
			バンコク	コンサル側 (山田・小林・川上) 3団員 は、バンコクで調査資料の整理

No.	月/日	曜	行 程	主な調査行動
12	12月16日	月	バンコク	中央観察保護センター職員（以下同じ） とナコンパトムのサイト再視察補足調査
13	17日	火	バンコク	内務省・労働省の中央職業訓練センター （N I S D）を視察調査 収集資料の整理
14	18日	水	バンコク	バン・カルナとバン・ウベッカ少年院を 再視察、補足調査 収集資料の整理
15	19日	木	バンコク	内務省児童少年福祉局管下のパクレッド 教護院と、パクレッド少年の家を視察 補足調査 チャナソム警察署で少年犯罪状況聴取
16	20日	金	バンコク	中央少年裁判所で質問回答書の最終確認 と同回答資料の収集 J I C A事務所に結果報告
17	21日	土	バンコク	収集資料の整理
18	22日	日	バンコク⇒ ホノヰ(乗替) 9.30 (CX-700) 12.00 ホノヰ ⇒ 東京(成田) 14.45 (JL-064) 19.04	コンサル側3団員(山田・小林・川上) バンコク出発 日本帰国

1. 在タイ王国・日本国大使館

所在地 1674 New Petchburi Road. Bangkok 10310. Thailand.

電話 252 - 6151 ~ 6159

(1) 参事官 高橋 恒一 (Koichi Takahashi)

(2) 一等書記官 三井 憲一 (Ken-ichi Mitsui)

2. 国際協力事業団 (JICA) タイ事務所

所在地 1674 New Petchburi Road. Bangkok 10310. Thailand.

電話 251 - 2735. 251 - 2953. 251 - 1655.

(1) 所長 阿部 信司 (Nobuji Abe)

(2) 所員 石渡 徳久 (Tokuhisa Ishiwata)

3. タイ王国・法務省 (Ministry of Justice)

所在地 Sanam Chai Road. Bangkok 10200. Thailand.

電話 (662) - 226 - 6016

(1) 法務大臣 Minister of Justice

Hon. Mr. Prapasna Uaychai

(2) 事務次官補 Deputy Permanent Secretary

Hon. Justice. Mr. Atthaniti Disatha-annary

(3) 大臣顧問(兼)判事 Judge of the Court of Apply and Adviser to the Minister

Hon. Justice. Mr. Uichai Cheunchoompunut

(4) 大臣秘書官 Secretary of Minister

Hon. Justice. Mr. Prasobsdok Boondetch

(5) 事務次官室・管理調整課長 Chief of Supervision and Coordination Section

Office the Permanent Secretary

Ministry of Justice

Mr. Thanasak Kamsawang

(6) 建設設計部・部長 Director of Design and Construction Division

Ministry of Justice

Mr. Pisanuroi Plubrukarn

4. 中央少年裁判所 (The Central Juvenile Court)

所在地 6/1 Rachini Road, Pranakorn, Bangkok 10200, Thailand.

電話 221 - 0813. (長官) 222 - 0813. (副長官)

F A X 2241546

- (1) 中央少年裁判所・長官 Chief Justice of the Central Juvenile Court
(兼)児童福祉財団・副理事長 Vice - President of the Foundation for Child Welfare of the Juvenile Court Under the Patronage of H. R. H. Princess Soamsawali Phra Voraracha Dhinadda Madhu
Hon Justice, Mr. Punlop Pisitsungkakarn
- (2) 中央少年裁判所・副長官 Deputy Chief Justice of the Central Juvenile Court
(兼)児童福祉財団・委員 Committee of the Foundation for Child Welfare of the Juvenile Court Under the Patronage of H. R. H. Princess Soamsawali Phra Voraracha Dhinadda Madhu
Hon Justice, Mr. Sanad Maisawat

5. 中央観察保護センター (The Central Observation and Protection Centre)

所在地 6/1 Pachini Road, Pranakorn, Bangkok 10200, Thailand.

電話 224 - 1496.

F A X 2241546.

- (1) 管理部・部長 Director of Administration Division. (The Central Observation and Protection Centre)
(兼)児童福祉財団・委員(兼)事務担当官 Committee and Secretary of the Foundation for Child Welfare of the Juvenile Court Under the Patronage of H. R. H. Princess Soamsawali Phra Voraracha Dhinadda Madhu
Mr. Sakol Liurungruang
- (2) 管理部・計画課長 Chief of Planning Sub-Division. (Administration Div.)
Mr. Surin Sathienmars
- (3) 管理部・社会事業課 Social Work Sub-Division. (Administration Division)
上級ソーシャル・ワーカー Senior Social Worker
Mrs. Sudjit janenoppakanjana
- (4) 管理部・社会事業課 Social Work Sub-Division. (Administration Division)
ソーシャル・ワーカー Social Worker
Mrs. Gunjanaporn Saigal
- (5) 保護監察部・管理課 Supervision Sub-Division. Probation Division

- | | | |
|--------------|--|--------------------|
| 保護監察官 | Probation Officer | Miss Orsri Sriwana |
| (6) 医療部 部長 | Director of Medical Division | |
| | Dr. Mrs. Anneuysri Chamarik | |
| (7) 医療部・薬局課長 | Chief of Pharmacy Sub-Division. (Medical Division) | |
| | Mrs. Arporn Saicheur | |

6. バン・カルナ男子少年院 (中央観察保護センター・管理部の下部機関)

(Ban Karuna Training School for Boys)

(The Central Observation and Protection Centre.)

所在地 187. Sanpawut Road, Bangna, Prakanong, Bangkok 10260.

- | | | |
|---------------|---------------------|----------------------------|
| (1) 校長 | Chief of Ban Karuna | Mr. Cherdkeat Chaiyamunt |
| (2) ソシアル・ワーカー | Social Worker | Mrs. Adisai Ahapanun |
| (3) 心理学専門官 | Psychologist | Mrs. Siriprakay Vorapeecha |

7. バン・プラニ女子少年院 (中央観察保護センター・管理部の下部機関)

(Ban Pranee Training School for Girls)

(The Central Observation and Protection Centre)

所在地 400. Maharach Road, Bangkok 10200. Thailand

- | | | |
|--------|---------------------|------------------------|
| (1) 校長 | Chief of Ban Pranee | Mrs. Karuna Sukapatana |
|--------|---------------------|------------------------|

8. チェンマイ地方少年院 (Chiangmai Provincial Juvenile Court)

- | | | |
|--------|----------------|---------------|
| (1) 判事 | Judge of Court | Miss. Praphon |
| (2) 判事 | Judge of Court | Mrs. Siriwan |

9. チェンマイ地方観察保護センターと併設のチェンマイ少年 (男・女) 院

(Chiangmai Provincial Observation and Protection Centre)

(Chiangmai Juvenile Training School for Boys and Girls)

所在地 158. M-003. Tumbon Masar. Aumpor Marim. Chiangmai 50180. Thailand

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|--------------|
| (1) センター長 | Chief of Chiangmai P.O.P. Centre, | Mr. Pichai |
| (2) 訓練学校主任 | Chief of Training | Mr. Somsack |
| (3) ソシアル・ワーカー | Social Worker | Mrs. Ubonwan |
| (4) 看護婦長 | Matron of Nurse | Mrs. Sumaro |
| (5) 協力隊員 | | 鬼頭 庸介 |

10. パクレッド教護院 (内務省・公共福祉局・児童少年福祉部の下部機関)

(Pakkred Reception Home for Boys)

(Child and Youth Welfare Division, Department of Public Welfare)

(Ministry of Interior)

所在地 Pumivet Road, Tambon Bangtalad, Amphur Pakkred, Nonthaburi 11120.
Thailand

電話 5838345

(1) 院長 Director of Reception Home Mrs. Chaveewan Somchit

(2) 職員 Mrs. Suraphon Kanchanapangka

11. パクレット少年の家 (内務省・公共福祉局・児童少年福祉局の下部機関)

(Pakkred Home for Boys)

(Child and Youth Welfare Division, Department of Public Welfare)

(Ministry of Interior)

所在地 Pumivet Road, Tambon Bangtalad, Amphur Pakkred, Nonthaburi 11120.

(1) 院長 Director of Home for Boys Mr. Suraphon Kanchanapangka

12. 中央職業訓練センター : N I S D (内務省・労働局の下部機関)

(National Institute for Skill Development : N I S D)

(Department of Labour, Ministry of Interior)

所在地 Mitramitrmtri Road, Dindeane, Bangkok 10400, Thailand

電話 245 - 1830

(1) 主任アドバイザー Chief of Advisor 小山 拓治 (J I C A リーダー)

13. 総理府・技術経済協力局

(Department of Technical and Economic Cooperation)

(Office of Prime Minister)

所在地 Krung Kasem Road, Bangkok, Thailand

電話 280 - 0980 - 0984

(1) 協力第3局 (Cooperation Division 3)

渉外部長 Director of External Mr. Apinan Patiyanon

(2) 協力第3局・日本課 (Japan Sub-Division, Cooperation Division 3)

企画官 Program Office Mr. Banchong Amornchewin

14. 総理府・青少年局 (National Youth Bureau, Office of the Prime Minister)
所在地 618/1 Nikhom Makkasan Road. Phayathai, Bangkok 10400, Thailand
電話 252-8145. 252-8178. 253-9116~9117. 255-5850~5857.
FAX 2539121.

(1) 対外連絡官 External Relations Officer Mr. Saneh Chankrachang

15. アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P)

(Social Development Division.)

(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: E S C A P)

所在地 The United Nations Building, Rajadamnern Avenue, Bangkok 10200,
Thailand

電話 282 - 9161 - 9200.

(1) 犯罪予防・地域アドバイザー Regional Advisor of Crime Prevention

赤塚 康 (Ko Akatsuka)・日本法務省より出向

ミニッツ

1991年12月13日バンコクにおいて、署名交換されたミニッツは、以下のとおりである。

.....
MINUTES OF DISCUSSIONS
THE PRELIMINARY STUDY ON THE PROJECT
FOR ESTABLISHMENT OF THE VOCATIONAL TRAINING SCHOOL
IN THE KINGDOM OF THAILAND

In response to the request of the Government of the Kingdom of Thailand, the Government of Japan decided to conduct a Preliminary Study on the Project for Establishment of the Vocational Training School (hereinafter referred to as "the Project"), and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") sent the study team, headed by Mr. Tetsumi MURATA, Grant Aid Division, Economic Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs, from 5th December to 22nd December, 1991.

The team had a series of discussions with the authorities concerned of the Government of Thailand and conducted a field survey.

As a result of the discussions and field survey, both parties confirmed the main items described on the attached sheets.

Bangkok, 13th December, 1991



Mr. Tetsumi MURATA
Leader,
Preliminary Study Team,
JICA



Hon Justice Panlop PISITSUNGKAKARN
Chief Justice,
Central Juvenile Court,
Ministry of Justice,
The Kingdom of Thailand

ATTACHMENT

1. Title of the Project

The title of the Project is Establishment of the Vocational Training School

2. Purpose of the Project

The purpose of the Project is to strengthen function and system of juvenile corrections through establishment of a model vocational training school for juveniles who have dropped out from the society.

3. Executing and Operating Agencies

The executing agency is the Juvenile Court of the Ministry of Justice.

4. Site of the Project

The site of the Project is located in Klongyong District, Nakornpratom Province as shown in Annex 1.

5. Items of the Project requested from the Government of Thailand

After discussions on the Project, the items as shown in Annex 2 are necessary to realize the Project.

However, the final components of the Project may differ from the above, if it is judged necessary after further studies.

6. Grant Aid Programme extended by Japan

- 1) The Government of Thailand has understood the system of Japan's Grant Aid explained by the team.
- 2) The Government of Thailand will take necessary measures described in Annex 3, for smooth implementation of the Project on condition that the Grant Aid assistance by the Government of Japan will be extended to the Project.

7. Schedule of the further studies

When Thai side starts to level and reclaim the land of the site and to construct the road passable even in rainy seasons to the site for transportation of construction machinery (described in Annex 3), the Government of Japan will examine further studies and JICA will conduct Basic Design Study (B/D). This B/D usually consists of following three steps.

1) Field study in Thailand:

- Study on the background of the Project;
- Site survey;
- Study on the items of the Project;
- Data collection for cost calculation;
- Explanation of the system of Japan's Grant Aid; and
- Operation and maintenance plan

2) Home office work

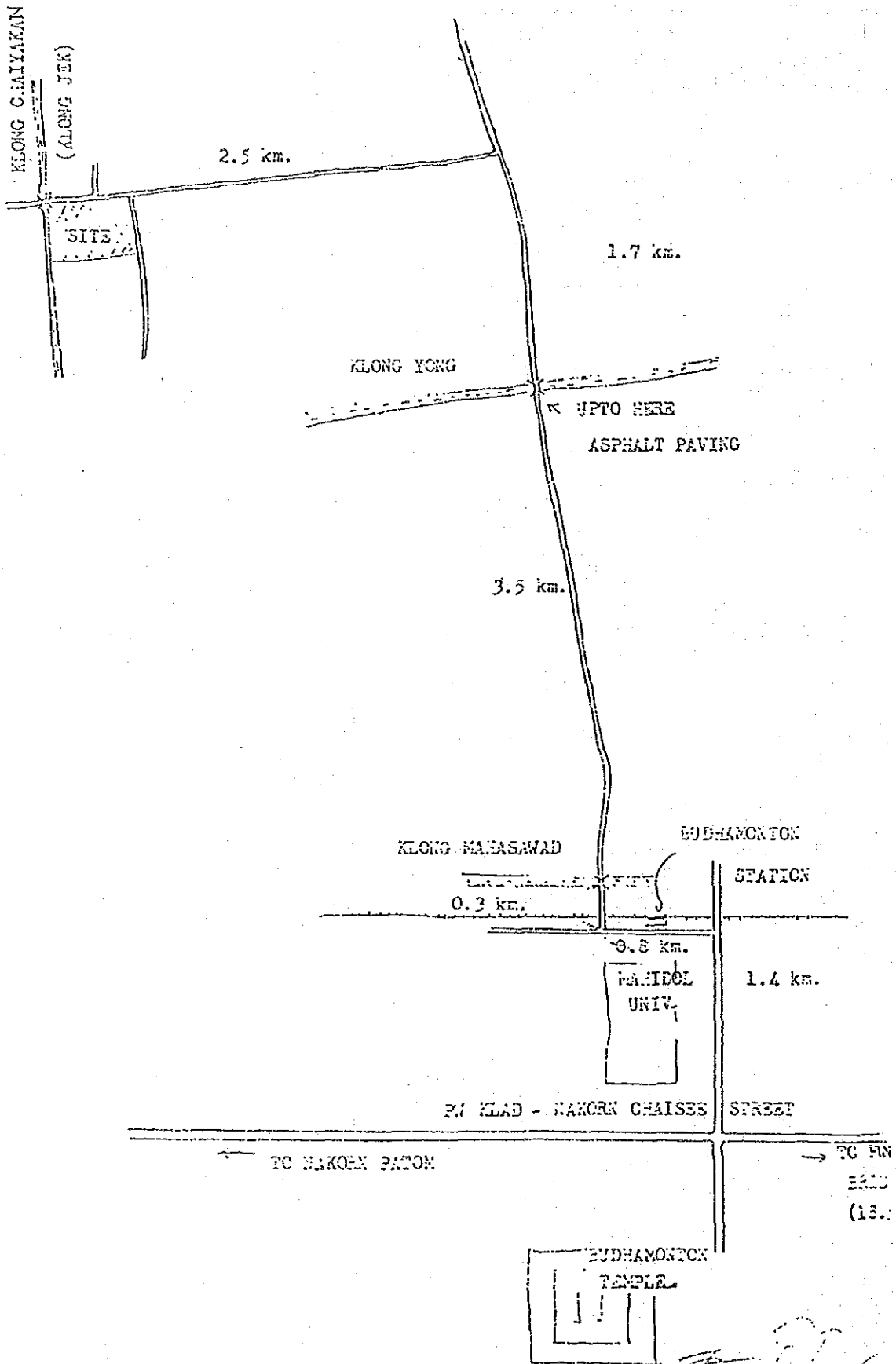
- Preparation of Draft Report on the B/D; and
- Cost calculation

Handwritten signature and initials

3) Explanation of Draft Report and Submission of Final Report

JICA will send a team to Thailand to explain the Draft Report and when that report is accepted by Thai side, JICA will finalize it and submit the Final Report to both Governments.

 P. P. P.



Annex 2 Items of the Project

1. Object of treatment in the facility provided under the Grant Aid

- 1) Number of juveniles: 200
- 2) Age group: 14-24
- 3) Gender: Male

2. Function of the facility

- 1) Vocational training

Concrete courses is to be discussed in B/D.

- 2) Administration
- 3) Dormitory for juvenile
- 4) Diagnosis
- 5) Others

According to the policy of Japan's Grant Aid, staff quarter is to be constructed by recipient country.

3. Necessary equipment for above function

[Handwritten signature]

Annex 3 Necessary measures to be taken by the Government of Thailand

1. To provide necessary land area for the site of the Project
2. To clear, level and reclaim the site
3. To construct roads leading to the Project sites for the transportation of materials and equipment provided under Japan's Grant Aid
4. To construct gates and fences in and around the site
5. To provide facilities for the distribution of electricity, water supply, drainage to the site and other incidental facilities including general furniture
6. To bear the following commissions to the Japanese foreign exchange bank for the banking services based upon the Banking Arrangement
 - Advising commission of Authorization to Pay
 - Payment commission
7. To exempt taxes and to take necessary measures for customs clearance of the materials and equipment brought for the Project at the port of disembarkation
8. To accord Japanese Nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and the services under the verified contracts such facilities as may be necessary for their entry into the Kingdom of Thailand and stay therein for the performance of their work
9. To exempt Japanese nationals engaged in the Project from customs duties, internal tax, other fiscal levies and other administrative requirements which may be imposed in Thailand with respect to the supply of the products and services under the verified contracts
10. To maintain and use properly and effectively facilities constructed and equipment provided under the Grant Aid, through recruitment of enough and qualified staff and allocation of sufficient budget for operation and maintenance
11. To bear all the expenses, other than those to be borne by Grant, necessary for construction of the facilities as well as transportation and installation of the equipment

ミニッツ全文仮和訳

タイ王国・職業訓練学校設立プロジェクト事前調査の覚書

タイ王国政府の要請にもとづき、日本国政府は職業訓練学校設立プロジェクト事前調査（以下プロジェクトと略称）を行う事を決定し、国際協力事業団（以下JICAと略称）は外務省経済協力局無償資金協力課の村田哲巳氏を団長とする調査団を1991年12月5日から22日まで派遣した。

調査団は、タイ国政府関係機関と一連の協議と現地調査を実施した。

この協議、そして調査の結果、双方は添付資料にある主要な事項を確認した。

1991年12月13日、バンコクに於て

(署名)

(署名)

村 田 哲 巳

Hon Justice Punlop Pisitsungkakarn

団 長

首席判事 中央少年裁判所 長官

事 前 調 査 団

法務省

JICA

タイ王国

添 付 (ATTACHMENT)

1. プロジェクトの題名
題名は、職業訓練学校設立プロジェクトとする。
2. プロジェクトの目的
プロジェクトの目的は、社会から落后した少年のためのモデル職業訓練学校を設立する事によって、少年達の矯正機能とシステムを強化する事である。
3. 実施運営機関
実施機関は、法務省少年裁判所である。
4. プロジェクトの場所
プロジェクトの場所は、別添1に示されている。
5. タイ国政府からの要請事項
プロジェクトに対する協議の後、別添2に示されている事項がプロジェクトを実現するために必要であるとされた。
しかしながら、プロジェクトの最終内容は、もし今後の調査の結果必要と判断された場合、この事(別添2)とは異なるであろう。
6. 日本によって行われる無償資金供与
 - 1) タイ国政府は調査団によって説明された日本の無償資金供与のシステムに関して理解した。
 - 2) タイ国政府は別添3に述べられた必要な措置として、日本国政府による無償資金供与でプロジェクトが円滑に実行容易となるような条件整備を行う。
7. 今後の調査スケジュール
タイ国政府は、予定地を埋立て、地ならしをして、雨季の期間中でも建設機械の移動(別添3)が通行可能な道路の建設を開始した時、日本国政府は次の調査を行う。つまり、JICAは基本設計調査を行う。この基本設計調査は、通常次の3段階で実施される。
 - 1) タイにおける現地調査
 - プロジェクトの背景の調査
 - サイトの調査
 - プロジェクトの内容調査
 - コスト計算のためのデータ収集
 - 日本の無償資金供与の説明
 - 運営と補修の計画
 - 2) 日本国内作業
 - 基本設計のドラフトレポートの準備
 - コスト計算
 - 3) ドラフト説明と最終レポートの説明
JICAはタイ国へのドラフトレポートを説明する団を送り、このレポートがタイ国側で受け入れられた時、JICAは最終レポートを作成して、両国に最終レポートを提出する。